# DWS コモディティ戦略ファンド（年１回決算型）

## Aコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし）

**追加型投信／内外／その他資産（商品）**

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

## 投資信託説明書（請求目論見書）

**2025.6.6**

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

1. 本書により行うＤＷＳ コモディティ戦略ファンド（年１回決算型）Ａコース（為替ヘッジあり）／Ｂコース（為替ヘッジなし）（以下「ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第５条の規定により有価証券届出書を2025年６月５日に関東財務局長に提出しており、2025年６月６日にその効力が発生しております。

2. 当ファンドの受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。

3. 本書は、有価証券届出書（第三部の第２及び第３を除きます。）の内容を記載したものであり、投資家の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書）です。

発　　行　　者　　名：ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名：代表取締役社長　　弘貴・ゲアハルト・ヴィースホイ
本店の所在の場所：東京都港区麻布台一丁目３番１号 麻布台ヒルズ森JPタワー
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所：該当事項はありません。

# 目　　次


| 項　　目 | ページ |
|---|---|
| 第一部　【証券情報】 | 1 |
| 第二部　【ファンド情報】 | 5 |
| 第１　【ファンドの状況】 | 5 |
| 第２　【管理及び運営】 | 32 |
| 第３　【ファンドの経理状況】 | 38 |
| 第４　【内国投資信託受益証券事務の概要】 | 57 |
| 第三部　【委託会社等の情報】 | 58 |
| 第１　【委託会社等の概況】 | 58 |
| | |
| 投資信託約款 | |

# 第一部【証券情報】

## (1)【ファンドの名称】

ＤＷＳ コモディティ戦略ファンド（年１回決算型）Ａコース（為替ヘッジあり）
ＤＷＳ コモディティ戦略ファンド（年１回決算型）Ｂコース（為替ヘッジなし）
（以下、上記ファンドを総称して「ＤＷＳ コモディティ戦略ファンド（年１回決算型）」または「ファンド」という場合があります。また、上記ファンドそれぞれを「Ａコース（為替ヘッジあり）」または「Ａコース」、「Ｂコース（為替ヘッジなし）」または「Ｂコース」あるいは「各ファンド」という場合があります。）

## (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。
当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社（「ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社」をいいます。以下同じ。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
各ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

## (3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて１兆円を上限とします。

## (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。
※ 「基準価額」とは、信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した１口当たりの金額をいいます。なお、便宜上、１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

## (5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.85%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。
収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

## (6)【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は１口単位とします。
申込単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

**(7)【申込期間】**

2025年６月６日から2025年12月５日まで（継続申込期間）

ただし、取得申込受付日がルクセンブルグの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合、原則として取得申込みの受付は行いません。

※ 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

**(8)【申込取扱場所】**

原則として、販売会社の本・支店、営業所等において申込みの取扱いを行います。

販売会社については、委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

**(9)【払込期日】**

当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社が定める日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

**(10)【払込取扱場所】**

原則として、申込みの取扱いを行った販売会社（上記「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。）において払込みを取扱います。

**(11)【振替機関に関する事項】**

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

**(12)【その他】**

①取得申込みの方法等

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、ルクセンブルグの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日に該当する日を除きます。）の午後３時30分※1までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

※1 販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が原則として税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の２つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約※2を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

※2 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

②取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

ａ．信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。

ｂ．委託会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体

制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

③振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

# 投資信託とは

多数の投資者からお金を集めて、ひとつの大きな資金にまとめます。
その資金を株式や債券等に分散投資して、運用する金融商品です。

少額の資金で分散投資が可能です。運用による損益は、すべて投資者に帰属します。
運用成果は、投資者の持ち分に応じて平等に分配されます。投資信託の投資対象や
運用方法は、投資信託によってそれぞれ異なります。

# 投資信託の仕組み

委託会社(運用会社)は、投資信託の性格や運用方針等を決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行います。

販売会社は、投資信託の販売、換金、分配金の支払い等を行う会社(証券会社や銀行、保険会社等の金融機関)です。

受託会社(信託銀行等)は、信託財産(投資信託において運用される株式や債券、現金等)の保管や管理を行います。信託財産は、受託会社の財産とは区別して保管されます。

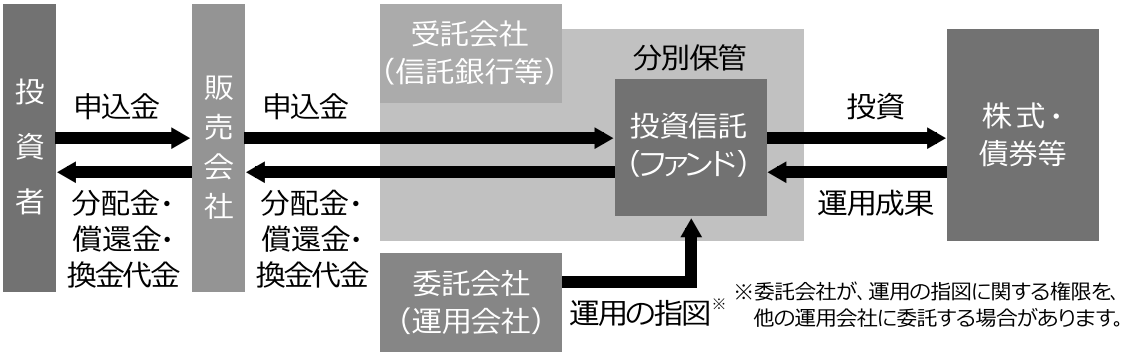


**留意ポイント**

(1)購入時または換金時に手数料がかかる場合があります。
(2)保有期間中に運用管理費用(信託報酬)がかかります。
(3)信託財産留保額がかかる投資信託があります。信託財産留保額は、投資者が負担する費用で、
　投資信託の信託財産に繰り入れられます。
(4)購入期間・換金期間が限定されている場合があります。
(5)一般に、分配金・償還金・換金代金には税金がかかります。
(6)信託期間は延長される場合、もしくは繰上償還され短縮される場合があります。

**投資信託は、元本保証がない金融商品です。**

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス　https://funds.dws.com/ja-jp/
・電話番号　03-6730-1308（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

# 第二部【ファンド情報】

## 第１【ファンドの状況】

### １【ファンドの性格】

#### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②信託金の限度額

各ファンドについて3,000億円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③基本的性格

当ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表＞

| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） | 独立区分 | 補足分類 |
|---|---|---|---|---|
| 単位型投信 | 国内 | 株式 | ＭＭＦ | インデックス型 |
| | 海外 | 債券 | ＭＲＦ | |
| **追加型投信** | **内外** | 不動産投信 | ＥＴＦ | 特殊型 |
| | | **その他資産(商品)** | | |
| | | 資産複合 | | |

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜商品分類の定義について＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

１．「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

２．「投資対象地域」の区分のうち、「内外」とは、目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

３．「投資対象資産（収益の源泉）」の区分のうち、「その他資産」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券及び不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照下さい。

＜属性区分表＞

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ | 対象インデックス | 特殊型 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株<br><br>債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性(　　)<br><br>不動産投信 | 年１回<br>年２回<br>年４回<br>年６回(隔月)<br>年12回(毎月)<br>日々<br>その他(　　) | グローバル(日本を含む)<br>日本<br>北米<br>欧州<br>アジア<br>オセアニア<br>中南米<br>アフリカ<br>中近東（中東）<br>エマージング | ファミリーファンド<br>ファンド・オブ・ファンズ | Aコース<br>あり(フルヘッジ)<br>Bコース<br>なし | 日経225<br>TOPIX<br>その他(　　) | ブル・ベア型<br>条件付運用型<br>ロング・ショート型/絶対収益追求型<br>その他(　　) |
| その他資産(投資信託証券(商品)) | | | | | | |
| 資産複合(　　)<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型 | | | | | | |

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（その他資産）とが異なります。

※「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜属性区分の定義について＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

１．「投資対象資産」の区分のうち、「その他資産」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信（リート）以外の資産を主要投資対象とする旨の記載があるものをいいます。

２．「決算頻度」の区分のうち、「年１回」とは、目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。

３．「投資対象地域」の区分のうち、「グローバル」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に日本を含むか含まないかを明確に記載するものとします。

４．「投資形態」の区分のうち、「ファンド・オブ・ファンズ」とは、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

５．「為替ヘッジ」の区分のうち、「あり」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいい、「なし」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照下さい。

④ファンドの特色

**1．ファンドは「DWS インベスト エンハンスト・コモディティ・ストラテジー」※1を主要投資対象とし、世界のコモディティ（商品）※2市場への投資を通じ、信託財産の成長を目指して運用を行います。**

※1 ルクセンブルグ籍外国投資法人
※2 コモディティ（商品）とは、農産物類（小麦、とうもろこし、大豆等）、エネルギー類（原油、天然ガス等）、産業金属類（銅、アルミニウム等）、畜産物類（生牛、豚赤身肉等）、貴金属類（金、銀等）等を指します。

**2．Aコース（為替ヘッジあり）とBコース（為替ヘッジなし）があります。**

（注1）販売会社によっては、Aコース、Bコースどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。
（注2）各ファンド間でのスイッチングの取扱いは販売会社により異なります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

**3．ファンドはファンド・オブ・ファンズの方式で運用を行います。**

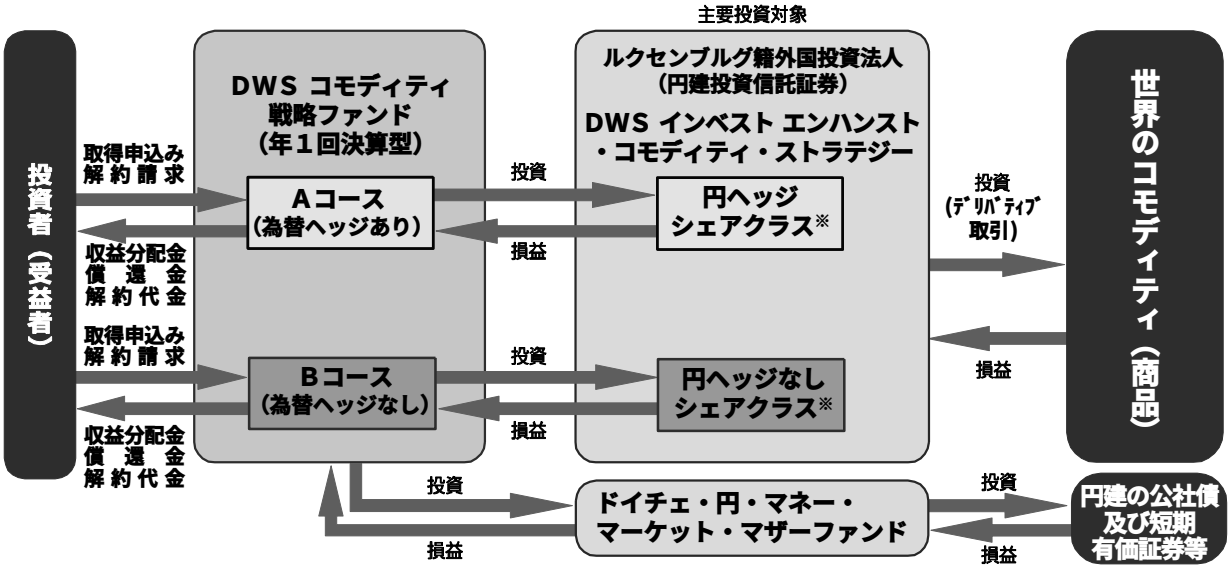


※ DWS インベスト エンハンスト・コモディティ・ストラテジーは、外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行う「円ヘッジシェアクラス」と対円での為替ヘッジを行わない「円ヘッジなしシェアクラス」の円建投資信託証券を発行します。

**スワップ取引を用いたコモディティ（商品）への投資について**

**DWS インベスト エンハンスト･コモディティ･ストラテジーにおけるコモディティ（商品）への投資は、デリバティブ取引を用いて行われますが、主に、スワップカウンターパーティ※との間で保有資産の損益とコモディティ（商品）指数の損益とを交換するスワップ取引により行われます。**
**（後記「デリバティブ取引のリスク」及び「信用リスク」をご参照下さい。）**

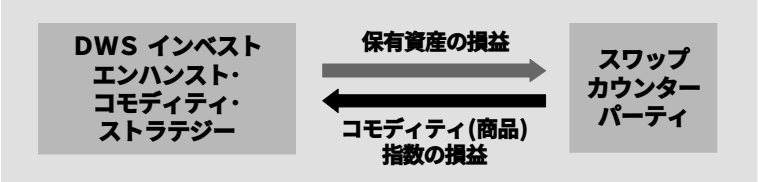


※ スワップカウンターパーティとは、スワップ取引の契約の相手方のことをいいます。

主要投資対象である「ＤＷＳ インベスト エンハンスト・コモディティ・ストラテジー」の特色は以下の通りです。

イ．主としてコモディティ（商品）市場に実質的に投資を行い、Bloomberg Commodity Index Total Returnを上回る中長期的な成長を目指して運用を行います。

ロ．実質的にコモディティ（商品）市場への投資効果を達成するために、デリバティブ取引等を活用し、農産物類、エネルギー類、産業金属類、畜産物類、貴金属類をはじめとする幅広いコモディティのセクターに投資を行います。

ハ．運用資産総額の100%を上限とし、債券、短期金融資産及び現預金等に投資する場合があります。

ニ．ＤＷＳインベストメント・マネジメント・アメリカズ・インク*が運用を行います。

＊ ＤＷＳインベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクはＤＷＳグループの米国における拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用成果の実現を目指します。

＜運用プロセス＞

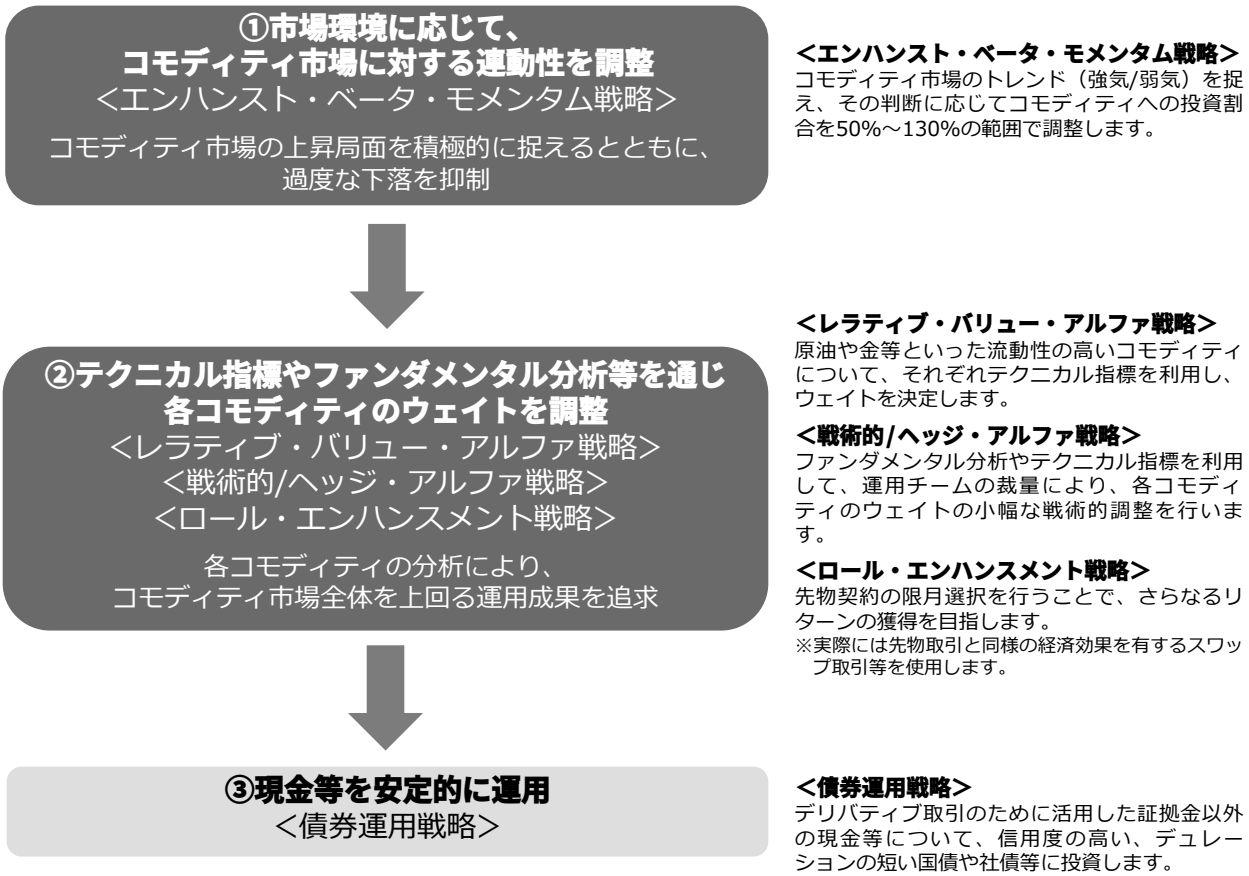


（注1）上記運用プロセスは、当ファンドの主要投資対象であるＤＷＳ インベスト エンハンスト・コモディティ・ストラテジーに関するものです。

（注2）上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

（注）市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

**(2)【ファンドの沿革】**

2018年10月15日　　信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

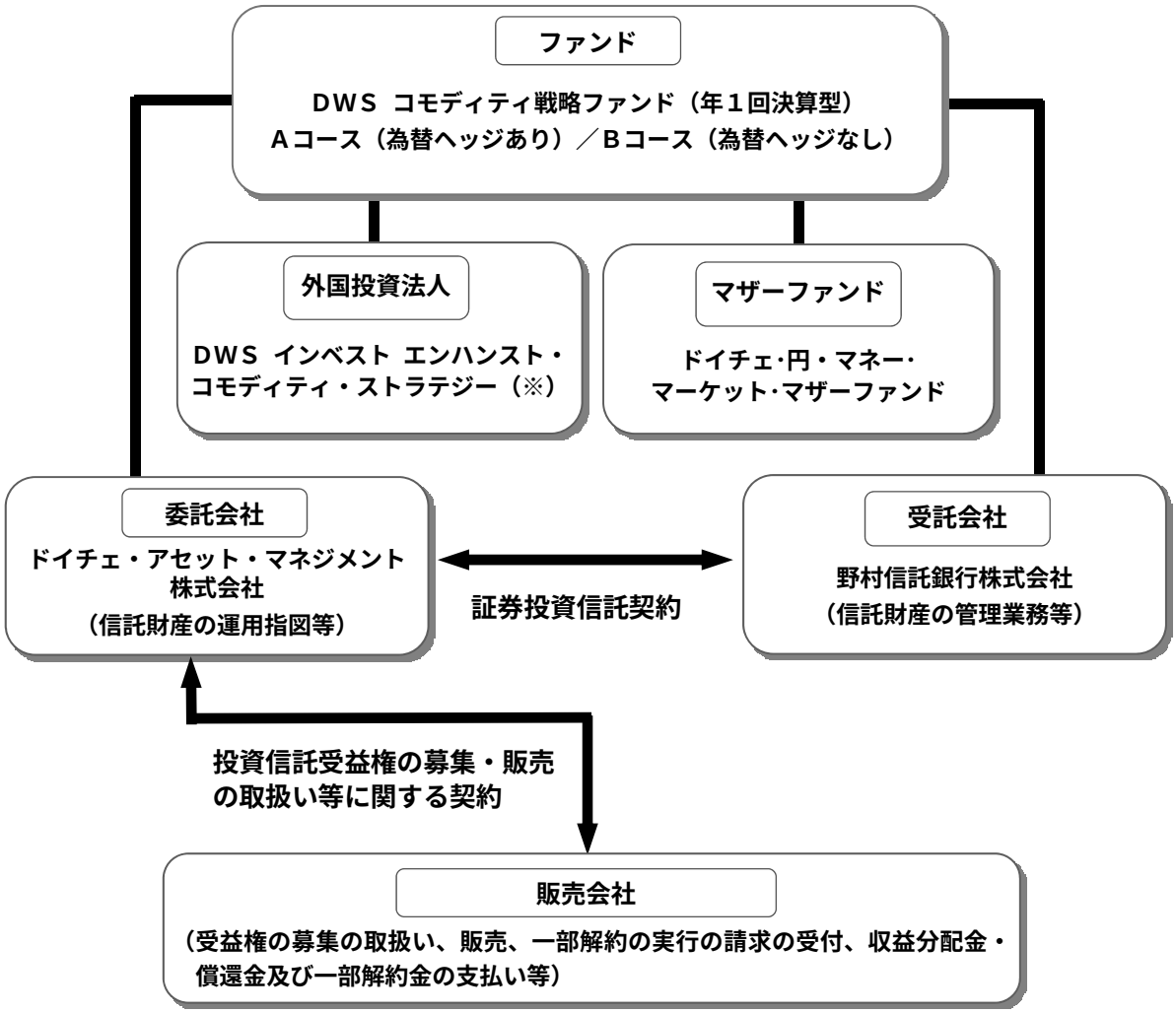


（注）上記の※を、ファンド毎に以下の通り読み替えます。

| ファンド | Aコース | Bコース |
|---|---|---|
| 読み替え | 円ヘッジシェアクラス | 円ヘッジなしシェアクラス |

②委託会社及びファンドの関係法人

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

ａ．ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

ｂ．野村信託銀行株式会社（「受託会社」）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。

ｃ．「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

③委託会社の概況

ａ．資本金の額（2025年４月末現在）

3,078百万円

ｂ．沿革

1985年　モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント（株）設立

1987年　投資顧問業登録、投資一任業務認可取得

1990年　ドイツ銀投資顧問（株）と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント（株）に社名を変更

1995年　ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更
証券投資信託委託会社免許取得

1996年　ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更

1999年　バンカース・トラスト投信投資顧問（株）と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメント（株）に社名を変更

2002年　チューリッヒ・スカダー投資顧問（株）と合併

2005年　ドイチェ・アセット・マネジメント（株）とドイチェ信託銀行（株）の資産運用サービス業務を統合
資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント（株）に一本化

ｃ．大株主の状況（2025年４月末現在）

名　　称：　ＤＷＳ グループ ＧｍｂＨ ＆ Ｃｏ．ＫＧａＡ

住　　所：　ドイツ連邦共和国60329 ヘッセン フランクフルト・アム・マイン マインツァー・ラント通り11－17

所有株式：　61,560株

所有比率：　100％

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②運用方法

ａ．投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

ｂ．投資態度

１）Ａコースでは、主としてコモディティ（商品）を主要投資対象とし、原則として保有外貨建資産について対円での為替ヘッジを行う投資信託証券に投資を行います。

Ｂコースでは、主としてコモディティ（商品）を主要投資対象とし、原則として保有外貨建資産について対円での為替ヘッジを行わない投資信託証券に投資を行います。

２）投資信託証券への投資にあたっては、本書作成時点において、原則として、以下の投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。

●ルクセンブルグ籍外国投資法人 ＤＷＳ インベスト エンハンスト・コモディティ・ストラテジー（※）

●親投資信託 ドイチェ・円・マネー・マーケット・マザーファンド

（注）上記の※を、ファンド毎に以下の通り読み替えます。

| ファンド | Ａコース | Ｂコース |
|---|---|---|
| 読み替え | 円ヘッジシェアクラス | 円ヘッジなしシェアクラス |

３）各投資信託証券への投資割合は、市況動向及び資金動向等を勘案して決定するものとします。

４）市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ｃ．銘柄選定の方針

指定投資信託証券については、その具体的な投資対象を重視して選定を行います。また、余裕資金の円滑な運用を目的とした選定も行います。

### (2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

（イ）有価証券

（ロ）金銭債権

（ハ）約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

（イ）為替手形

②投資の対象とする有価証券等

ａ．委託会社は、信託金を、主として指定投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図するものとします。

１．コマーシャル・ペーパー及び短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．の証券の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買現先取引及び債券貸借取引に限り行うことができるものとします。

ｂ．委託会社は、信託金を、上記ａ．に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

ｃ．上記ａ．の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を主として上記ｂ．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

＜各ファンドが投資する指定投資信託証券の概要＞

| | |
|---|---|
| ファンド名 | ＤＷＳ インベスト エンハンスト・コモディティ・ストラテジー<br>（円ヘッジシェアクラス／円ヘッジなしシェアクラス） |
| 形態 | ルクセンブルグ籍外国投資法人 |
| 表示通貨 | 円 |
| 運用の基本方針 | ・主としてコモディティ（商品）市場に実質的に投資を行い、Bloomberg Commodity Index Total Returnを上回る中長期的な成長を目指して運用を行います。<br>・実質的にコモディティ（商品）市場への投資効果を達成するために、デリバティブ取引等を活用し、農産物類、エネルギー類、産業金属類、畜産物類、貴金属類をはじめとする幅広いコモディティのセクターに投資を行います。<br>・運用資産総額の100％を上限とし、債券、短期金融資産及び現預金等に投資する場合があります。<br>・外貨建資産について、原則として円ヘッジシェアクラスは対円での為替ヘッジを行いますが、円ヘッジなしシェアクラスは対円での為替ヘッジを行いません。 |
| 投資運用会社 | ＤＷＳインベストメント・マネジメント・アメリカズ・インク |
| 管理会社 | ＤＷＳインベストメント・エス・エー |

| | |
|---|---|
| ファンド名 | ドイチェ・円・マネー・マーケット・マザーファンド |
| 形態 | 親投資信託 |
| 表示通貨 | 円 |
| 運用の基本方針 | 主に円建の公社債及び短期有価証券等に投資を行い、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行います。 |
| 投資運用会社<br>（委託会社） | ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 |

（注1）市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
（注2）指定投資信託証券は見直されることがあります。
（注3）上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

＜運用体制＞

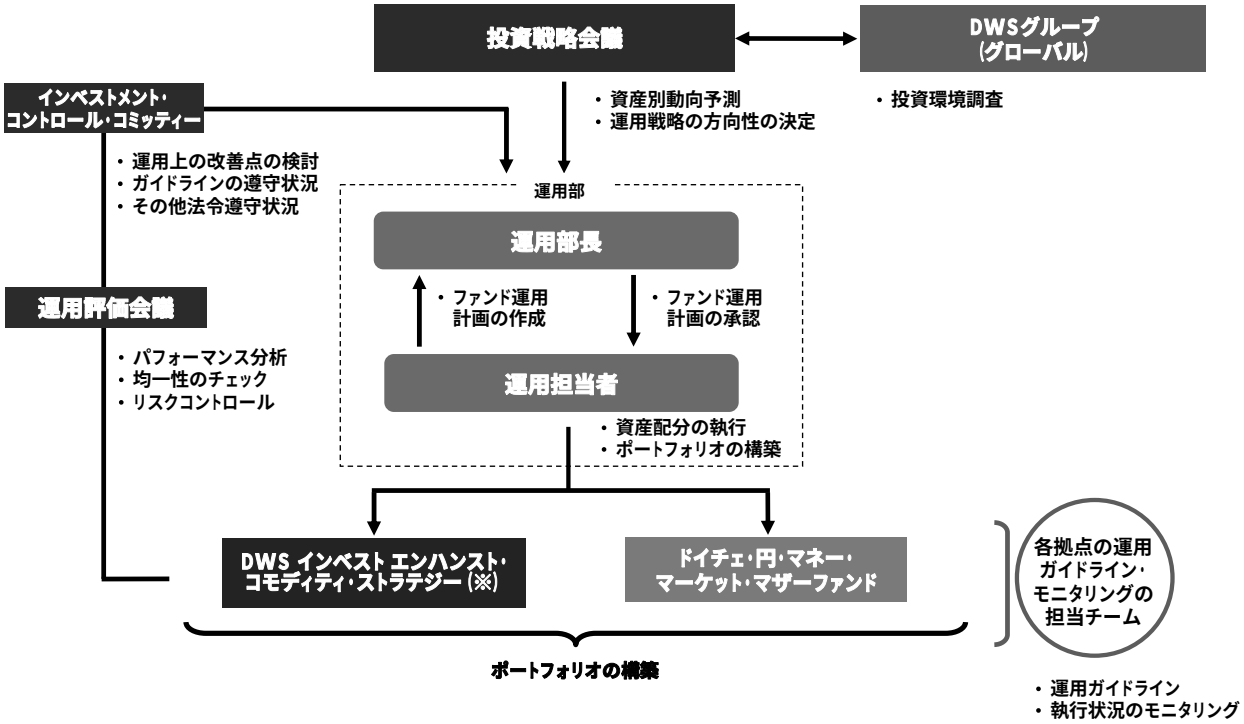


（注）上記の※を、ファンド毎に以下の通り読み替えます。

| ファンド | Aコース | Bコース |
|---|---|---|
| 読み替え | 円ヘッジシェアクラス | 円ヘッジなしシェアクラス |

運用計画の作成、ポートフォリオの運用指図、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理等当ファンドの一連の運用業務は、委託会社の運用部が行います。運用部における主な意思決定機関としては、投資戦略会議、運用評価会議、インベストメント・コントロール・コミッティーの３つがあります。これらはいずれも運用部長が主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定等、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議・決定します。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。これらの運用体制については、社内規程及び運用部部内規程により定められています。

＜運用の流れ＞

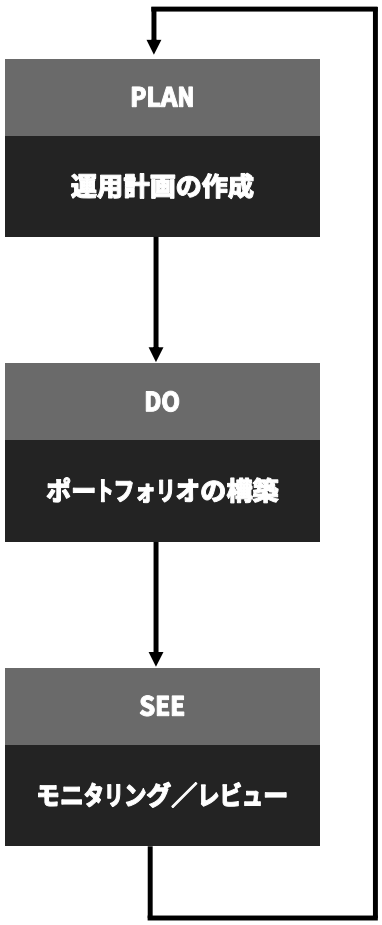


・運用計画の作成にあたっては、グローバルに展開するDWSグループ内で情報交換を行い、世界の投資環境について分析を行います。

・投資戦略会議において、各投資対象についての大まかな運用方針を決定します。

・運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、運用部長の承認を得ます。

・承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。

・各拠点で運用ガイドライン・モニタリングを担当するチームが、個々の売買についてガイドライン違反等がないかチェックを行います。

・運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析するとともに、リスク管理の状況や他ファンドとの均一性等についてレビューを行います。

・インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点等について検討を行います。

＜内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織＞

インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、アセットマネジメントコンプライアンス部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

＜委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制＞

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社のアセットマネジメント業務部においてモニターしております。

（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

**(4)【分配方針】**

毎決算時（原則として毎年３月５日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

①分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

③留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

**(5)【投資制限】**

＜信託約款で定める投資制限＞

①株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

③外貨建資産への投資制限

外貨建資産への直接投資は行いません。

④信用リスク集中回避のための投資制限

ａ．同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

ｂ．一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑤公社債の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ｂ．上記ａ．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ｂ．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ｄ．上記ａ．の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑥資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間

とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ｃ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ｄ．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜法令で定める投資制限＞

①同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のａ．の数がｂ．の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

ａ．委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

ｂ．当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

②デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

③信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号の２）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

## 3【投資リスク】

(1)当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

なお、当ファンドは預貯金と異なります。

①コモディティ（商品）市場特有のリスク

コモディティ（商品）の価格は、様々な要因（需給関係や為替、金利変動等）により大きく変動します。これらの要因のうち、需給関係は、天候、作況、生産国（産出国）の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を大きく受けます。コモディティ（商品）の価格が下落した場合は、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

②為替変動リスク

外貨建資産の価格は、為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。Ａコースについては、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、基準価額への影響がすべて排除されるわけではありません。また、ヘッジ対象通貨と円との金利差等が反映されたヘッジコストがかかり、基準価額の下落要因となることがあります。Ｂコースについては、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、基準価額は為替変動による影響を直接受けます。

③デリバティブ取引のリスク

当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券では、デリバティブ取引（先物、スワップ、オプション等の金融派生商品）を活用します。デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定されず、効率的な運用を目的としても用いることがあります。デリバティブ取引による運用は、原資産の価格変動・下落の影響をより大きく受けることがあり、その結果損失が発生し、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。また、取引の精算に係る費用がファンドの基準価額の下落要因となることがあります。

④信用リスク

債券及びコマーシャル・ペーパー等短期金融商品の価格は、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化により、下落することがあります。特に、デフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落（価格がゼロとなることもあります。）し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

また、スワップ取引においては、スワップカウンターパーティの信用リスクが存在します。なお、スワップ契約の多くは契約担保の提供をスワップカウンターパーティに求める内容となっており、万が一スワップカウンターパーティが破綻しても、受け入れた担保を換金することで損失が軽減される仕組みとなっています。

⑤金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑥カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑦流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、投資対象とする投資信託証券において機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落

により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑧その他の留意点

・当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券では、デリバティブ取引を活用してその信託財産の純資産総額を超えてコモディティ（商品）への投資を行うことがあります。したがってコモディティ（商品）市場の価格変動の影響をより大きく受けることがあります。

・各ファンドの資産規模に対して大量の追加設定（ファンドへの資金流入）または大量の一部解約（ファンドからの資金流出）があった場合、基準価額の変動が市場動向と大きく異なる可能性があります。また、大量の追加設定があった場合、各ファンドが投資する投資信託証券においても原則として迅速に有価証券の組入れを行いますが、買付予定銘柄によっては流動性等の観点から買付終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その結果、基準価額の変動が市場動向と大きく異なる可能性があります。

・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約代金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、解約申込みの受付けが中止となる可能性、解約代金の支払いが遅延する可能性等があります。

・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、取得申込み・解約請求の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込み・解約請求の受付を取消すことができます。

・当ファンドの資産規模によっては、投資方針に沿った運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

・各ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、主要投資対象とする外国投資信託証券が償還することとなった場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。

・資金動向、市況動向その他の要因により、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

・当ファンドは、原則として以下の日は取得申込み及び解約請求の受付を行いません。
ルクセンブルグの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日に該当する日

・法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。

・投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送回金規制等の様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2)投資リスクに対する管理体制
委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。

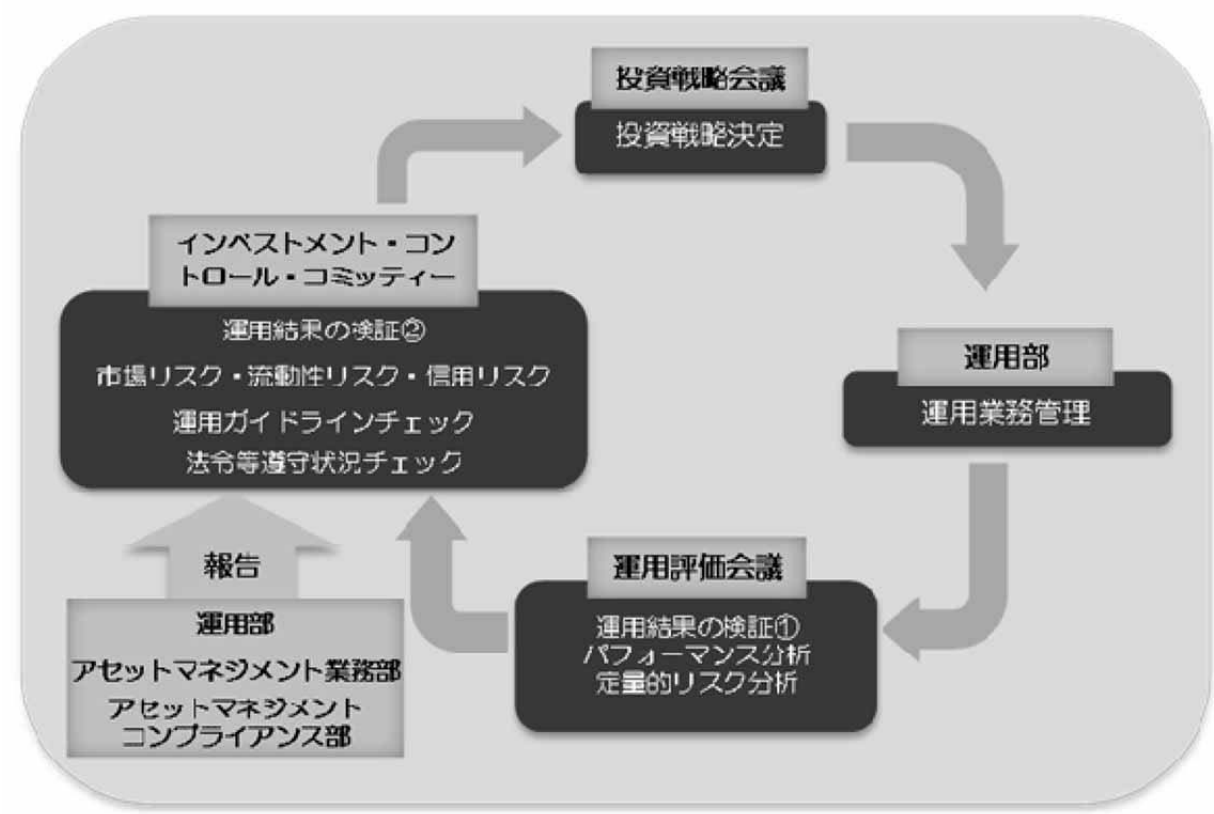


委託会社では２つの検証機能を有しています。１つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう１つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、アセットマネジメント業務部、アセットマネジメントコンプライアンス部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。
また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

（注）投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

## 当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ※1,※2

(2020年4月～2025年3月)

Aコース

**Bコース**

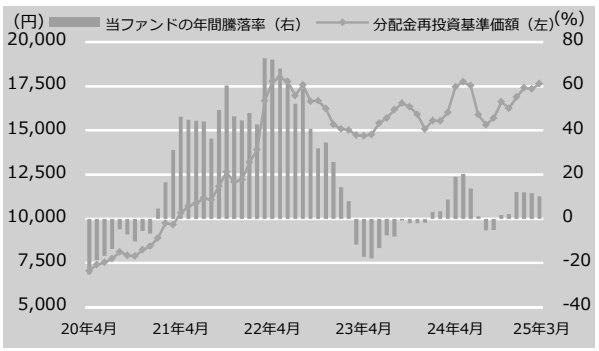


## 当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較 ※1,※3,※4

(2020年4月～2025年3月)

Aコース

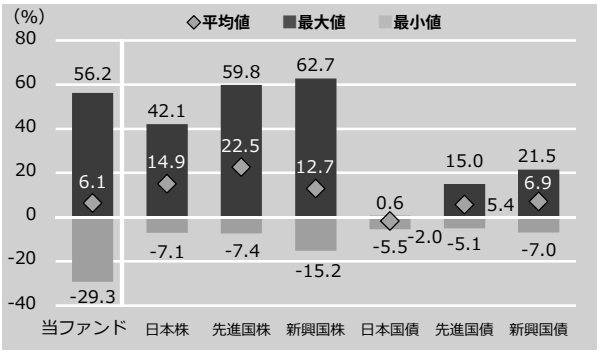


Bコース

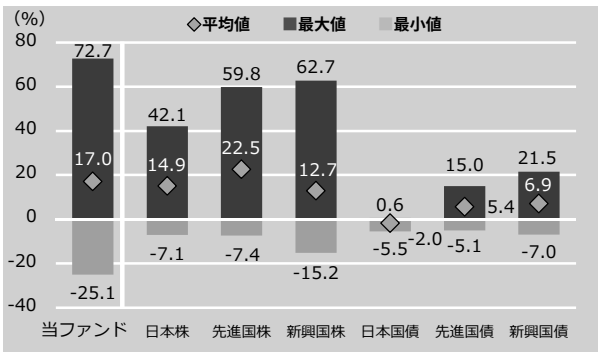


※1　年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※2　分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。
ただし、設定来の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と同一となっております。

※3　2020年4月～2025年3月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※4　各資産クラスの指数は以下のとおりです。
日 本 株：ＴＯＰＩＸ（配当込み）
先進国株：ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株：ＭＳＣＩエマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債：ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ国債
先進国債：ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－グローバル（除く日本、円ベース）
新興国債：ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）
（注1）　すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
（注2）　先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について

・ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）の指数値及びＴＯＰＩＸにかかる標章または商標は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等ＴＯＰＩＸに関するすべての権利・ノウハウ及びＴＯＰＩＸにかかる標章または商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、ＴＯＰＩＸの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

・ＭＳＣＩコクサイ・インデックス及びＭＳＣＩエマージング・マーケッツ・インデックスは、ＭＳＣＩインク（以下「ＭＳＣＩ」といいます。）が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はＭＳＣＩに帰属します。また、ＭＳＣＩは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩは、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社（以下「ＮＦＲＣ」といいます。）が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利はＮＦＲＣに帰属します。なお、ＮＦＲＣはＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩを用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。

・ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－グローバル（除く日本）及びＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co.の子会社であるJ.P.Morgan Securities LLC（以下「J.P.Morgan」といいます。）が算出する債券インデックスであり、その著作権及び知的所有権は同社に帰属します。J.P.Morganは、インデックス及びそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でインデックス及びそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。J.P.Morganは、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはインデックス及びそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

## ４【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.85%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

（注）申込手数料は、販売会社による商品及び関連する投資環境の説明や情報提供等並びに購入受付事務等の対価です。

### (2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料はありません。

### (3)【信託報酬等】

①各ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、各ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.243%（税抜1.13%）を乗じて得た額とし、その配分及び役務の内容は以下の通りです。

| | 配分（年率、税抜） | 役務の内容 |
|---|---|---|
| 委託会社 | 0.40% | 委託した資金の運用等の対価 |
| 販売会社 | 0.70% | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドの管理等の対価 |
| 受託会社 | 0.03% | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

なお、この他に指定投資信託証券に関しても、信託報酬相当額（本書作成日現在、信託報酬等として実質年率0.45%以内(注1)、その他の費用(注2)として年率0.11%以内）がかかります（マザーファンドについては、信託報酬はかかりません。）。

（注1）当該指定投資信託証券の信託報酬等の一部（年率0.75%以内のうち、年率0.30%）は、各ファンドに対して払い戻されるため、実質的な信託報酬等は年率0.45%以内となります。

（注2）信託事務の処理等に要する諸費用、管理報酬、保管報酬、租税等をいいます。

したがって、各ファンドの信託報酬に指定投資信託証券の信託報酬相当額を加算した実質的な信託報酬は、本書作成日現在、各ファンドの純資産総額に対し、年率1.803%程度（税込）となります。なお、この実質的な信託報酬は、あくまでも概算値であり、各ファンドにおける実際の指定投資信託証券の組入状況等によっては変動することがあります。

②上記①の信託報酬並びに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、第１期計算期間を除く毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を６ヵ月の終了日とします。以下同じ。）及び毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払うものとします。

### (4)【その他の手数料等】

①当ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用（ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。）、租税等がかかります。また、組入ファンドにおいて、法律顧問への報酬、組入資産の売買委託手数料、対円での為替ヘッジに係る報酬、スワップ取引に係る諸費用、租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。

ただし、これらの費用のうち当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率0.10%を上限とします。

②当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、第１期計算期間を除く毎計算期間の最初の６ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに信託財産中

から支払われます。
③上記①の手数料等は、運用状況等により変動するものであり、当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

**(5)【課税上の取扱い】**

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。
①個別元本方式について
追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については下記「②収益分配金について」をご参照下さい。）
②収益分配金について
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。
受益者が収益分配金を受け取る際、(ⅰ)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(ⅱ)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
③課税の取扱いについて
以下の内容は2025年４月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。
ａ．個人の受益者に対する課税
◆収益分配金の取扱い
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20.315%（所得税15.315%及び地方税５%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

◆一部解約金、償還金の取扱い
一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として20.315%（所得税15.315%及び地方税５%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、20.315%（所得税15.315%及び地方税５%）の税率による源泉徴収が行われます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、配当控除の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA（ニーサ））の適用対象となります。
当ファンドは、NISAの対象ではありません。

b．法人の受益者に対する課税

◆収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

（注1）上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。
（注2）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
（注3）課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

（参考情報）

## ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（2024年３月６日～2025年３月５日）における当ファンドの総経費率は以下のとおりです。

| | 総経費率（①+②） | ①運用管理費用の比率 | ②その他の費用の比率 |
|---|---|---|---|
| Aコース | 2.17% | 1.24% | 0.93% |
| Bコース | 2.14% | 1.24% | 0.90% |

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除きます。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（１口当たり）を乗じた数で除した値です。
※その他の費用には、投資対象とする投資信託証券（投資先ファンド）にかかる費用が含まれています。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧下さい。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

ＤＷＳ　コモディティ戦略ファンド（年１回決算型）Ａコース（為替ヘッジあり）

(2025 年 3 月 31 日現在)

| 資産の種類 | 地域別（国名） | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 投資証券 | ルクセンブルグ | 2,055,774,797 | 98.60 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 995,708 | 0.05 |
| コール・ローン・その他の資産(負債控除後) | ― | 28,143,133 | 1.35 |
| 合計(純資産総額) | | 2,084,913,638 | 100.00 |

ＤＷＳ　コモディティ戦略ファンド（年１回決算型）Ｂコース（為替ヘッジなし）

(2025 年 3 月 31 日現在)

| 資産の種類 | 地域別（国名） | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 投資証券 | ルクセンブルグ | 5,445,809,371 | 99.50 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 2,987,125 | 0.05 |
| コール・ローン・その他の資産(負債控除後) | ― | 24,453,830 | 0.45 |
| 合計(純資産総額) | | 5,473,250,326 | 100.00 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### (2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ＤＷＳ　コモディティ戦略ファンド（年１回決算型）Ａコース（為替ヘッジあり）

<評価額(全銘柄)>

(2025 年 3 月 31 日現在)

| 順位 | 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は額面総額 | 簿価単価(円) | 簿価金額(円) | 評価単価(円) | 評価金額(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ルクセンブルグ | 投資証券 | ＤＷＳ　インベストエンハンスト・コモディティ・ストラテジー（円ヘッジシェアクラス） | 174,306.8338 | 11,578.03 | 2,018,129,750 | 11,794 | 2,055,774,797 | 98.60 |
| 2 | 日本 | 親投資信託受益証券 | ドイチェ・円・マネー・マーケット・マザーファンド | 998,004 | 0.9973 | 995,309 | 0.9977 | 995,708 | 0.05 |

<種類別投資比率>

(2025 年 3 月 31 日現在)

| 種類 | 国内／外国 | 投資比率（%） |
|---|---|---|
| 投資証券 | 外国 | 98.60 |
| 親投資信託受益証券 | 国内 | 0.05 |
| 合計 | | 98.65 |

ＤＷＳ　コモディティ戦略ファンド（年１回決算型）Ｂコース（為替ヘッジなし）
<評価額(全銘柄)>

(2025 年 3 月 31 日現在)

| 順位 | 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は額面総額 | 簿価単価(円) | 簿価金額(円) | 評価単価(円) | 評価金額(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ルクセンブルグ | 投資証券 | ＤＷＳ　インベストエンハンスト・コモディティ・ストラテジー（円ヘッジなしシェアクラス） | 286,757.3783 | 18,384.02 | 5,271,753,377 | 18,991 | 5,445,809,371 | 99.50 |
| 2 | 日本 | 親投資信託受益証券 | ドイチェ・円・マネー・マーケット・マザーファンド | 2,994,012 | 0.9973 | 2,985,928 | 0.9977 | 2,987,125 | 0.05 |

<種類別投資比率>

(2025 年 3 月 31 日現在)

| 種類 | 国内／外国 | 投資比率（%） |
|---|---|---|
| 投資証券 | 外国 | 99.50 |
| 親投資信託受益証券 | 国内 | 0.05 |
| 合計 | | 99.55 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄及び種類別の評価金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】
ＤＷＳ　コモディティ戦略ファンド（年１回決算型）Ａコース（為替ヘッジあり）
該当事項はありません。

ＤＷＳ　コモディティ戦略ファンド（年１回決算型）Ｂコース（為替ヘッジなし）
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
ＤＷＳ　コモディティ戦略ファンド（年１回決算型）Ａコース（為替ヘッジあり）
該当事項はありません。

ＤＷＳ　コモディティ戦略ファンド（年１回決算型）Ｂコース（為替ヘッジなし）
該当事項はありません。

**(3)【運用実績】**
①【純資産の推移】
ＤＷＳ　コモディティ戦略ファンド（年１回決算型）Ａコース（為替ヘッジあり）

| 計算期間末または各月末 | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額（円） | |
|---|---|---|---|---|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第1計算期間末　(2019年 3月 5日) | 708 | 708 | 0.9447 | 0.9447 |
| 第2計算期間末　(2020年 3月 5日) | 726 | 726 | 0.8354 | 0.8354 |
| 第3計算期間末　(2021年 3月 5日) | 2,895 | 2,895 | 0.9659 | 0.9659 |
| 第4計算期間末　(2022年 3月 7日) | 4,375 | 4,375 | 1.4671 | 1.4671 |
| 第5計算期間末　(2023年 3月 6日) | 5,215 | 5,215 | 1.1548 | 1.1548 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 第6計算期間末 (2024年 3月 5日) | 2,856 | 2,856 | 1.0305 | 1.0305 |
| 第7計算期間末 (2025年 3月 5日) | 2,093 | 2,093 | 1.0824 | 1.0824 |
| 2024年 3月末日 | 2,816 | — | 1.0425 | — |
| 4月末日 | 2,960 | — | 1.0952 | — |
| 5月末日 | 2,858 | — | 1.1066 | — |
| 6月末日 | 2,683 | — | 1.0640 | — |
| 7月末日 | 2,501 | — | 0.9959 | — |
| 8月末日 | 2,563 | — | 1.0147 | — |
| 9月末日 | 2,606 | — | 1.0549 | — |
| 10月末日 | 2,608 | — | 1.0376 | — |
| 11月末日 | 2,584 | — | 1.0216 | — |
| 12月末日 | 2,558 | — | 1.0146 | — |
| 2025年 1月末日 | 2,338 | — | 1.0673 | — |
| 2月末日 | 2,112 | — | 1.0896 | — |
| 3月末日 | 2,084 | — | 1.1012 | — |

DWS　コモディティ戦略ファンド（年１回決算型）Bコース（為替ヘッジなし）

| 計算期間末または各月末 | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額（円） | |
|---|---|---|---|---|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第1計算期間末 (2019年 3月 5日) | 936 | 936 | 0.9521 | 0.9521 |
| 第2計算期間末 (2020年 3月 5日) | 765 | 765 | 0.8254 | 0.8254 |
| 第3計算期間末 (2021年 3月 5日) | 2,128 | 2,128 | 0.9614 | 0.9614 |
| 第4計算期間末 (2022年 3月 7日) | 7,492 | 7,492 | 1.5676 | 1.5676 |
| 第5計算期間末 (2023年 3月 6日) | 7,587 | 7,587 | 1.5156 | 1.5156 |
| 第6計算期間末 (2024年 3月 5日) | 6,583 | 6,583 | 1.5679 | 1.5679 |
| 第7計算期間末 (2025年 3月 5日) | 5,412 | 5,412 | 1.7092 | 1.7092 |
| 2024年 3月末日 | 6,217 | — | 1.6029 | — |
| 4月末日 | 7,047 | — | 1.7479 | — |
| 5月末日 | 7,139 | — | 1.7757 | — |
| 6月末日 | 7,158 | — | 1.7542 | — |
| 7月末日 | 6,327 | — | 1.5891 | — |
| 8月末日 | 5,846 | — | 1.5326 | — |
| 9月末日 | 5,813 | — | 1.5696 | — |
| 10月末日 | 6,060 | — | 1.6623 | — |
| 11月末日 | 5,786 | — | 1.6249 | — |
| 12月末日 | 5,775 | — | 1.6896 | — |
| 2025年 1月末日 | 5,645 | — | 1.7413 | — |
| 2月末日 | 5,509 | — | 1.7337 | — |
| 3月末日 | 5,473 | — | 1.7643 | — |

（注）純資産総額は、百万円未満を切捨てております。

②【分配の推移】

DWS　コモディティ戦略ファンド（年１回決算型）Aコース（為替ヘッジあり）

| | | 1口当たりの分配金（円） |
|---|---|---|
| 第1計算期間 | 2018年10月15日～2019年 3月 5日 | 0.0000 |

| | | |
|---|---|---|
| 第2計算期間 | 2019年 3月 6日～2020年 3月 5日 | 0.0000 |
| 第3計算期間 | 2020年 3月 6日～2021年 3月 5日 | 0.0000 |
| 第4計算期間 | 2021年 3月 6日～2022年 3月 7日 | 0.0000 |
| 第5計算期間 | 2022年 3月 8日～2023年 3月 6日 | 0.0000 |
| 第6計算期間 | 2023年 3月 7日～2024年 3月 5日 | 0.0000 |
| 第7計算期間 | 2024年 3月 6日～2025年 3月 5日 | 0.0000 |

DWS　コモディティ戦略ファンド（年１回決算型）Bコース（為替ヘッジなし）

| | | 1口当たりの分配金（円） |
|---|---|---|
| 第1計算期間 | 2018年10月15日～2019年 3月 5日 | 0.0000 |
| 第2計算期間 | 2019年 3月 6日～2020年 3月 5日 | 0.0000 |
| 第3計算期間 | 2020年 3月 6日～2021年 3月 5日 | 0.0000 |
| 第4計算期間 | 2021年 3月 6日～2022年 3月 7日 | 0.0000 |
| 第5計算期間 | 2022年 3月 8日～2023年 3月 6日 | 0.0000 |
| 第6計算期間 | 2023年 3月 7日～2024年 3月 5日 | 0.0000 |
| 第7計算期間 | 2024年 3月 6日～2025年 3月 5日 | 0.0000 |

③【収益率の推移】

DWS　コモディティ戦略ファンド（年１回決算型）Aコース（為替ヘッジあり）

| | | 収益率（%） |
|---|---|---|
| 第1計算期間 | 2018年10月15日～2019年 3月 5日 | △5.5 |
| 第2計算期間 | 2019年 3月 6日～2020年 3月 5日 | △11.6 |
| 第3計算期間 | 2020年 3月 6日～2021年 3月 5日 | 15.6 |
| 第4計算期間 | 2021年 3月 6日～2022年 3月 7日 | 51.9 |
| 第5計算期間 | 2022年 3月 8日～2023年 3月 6日 | △21.3 |
| 第6計算期間 | 2023年 3月 7日～2024年 3月 5日 | △10.8 |
| 第7計算期間 | 2024年 3月 6日～2025年 3月 5日 | 5.0 |

DWS　コモディティ戦略ファンド（年１回決算型）Bコース（為替ヘッジなし）

| | | 収益率（%） |
|---|---|---|
| 第1計算期間 | 2018年10月15日～2019年 3月 5日 | △4.8 |
| 第2計算期間 | 2019年 3月 6日～2020年 3月 5日 | △13.3 |
| 第3計算期間 | 2020年 3月 6日～2021年 3月 5日 | 16.5 |
| 第4計算期間 | 2021年 3月 6日～2022年 3月 7日 | 63.1 |
| 第5計算期間 | 2022年 3月 8日～2023年 3月 6日 | △3.3 |
| 第6計算期間 | 2023年 3月 7日～2024年 3月 5日 | 3.5 |
| 第7計算期間 | 2024年 3月 6日～2025年 3月 5日 | 9.0 |

（注）収益率は、小数第２位を四捨五入しております。

**(4)【設定及び解約の実績】**

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

ＤＷＳ　コモディティ戦略ファンド（年１回決算型）Ａコース（為替ヘッジあり）

| | | 設定口数（口） | 解約口数（口） |
|---|---|---|---|
| 第1計算期間 | 2018年10月15日～2019年 3月 5日 | 749,879,409 | 0 |
| 第2計算期間 | 2019年 3月 6日～2020年 3月 5日 | 316,867,730 | 196,773,614 |
| 第3計算期間 | 2020年 3月 6日～2021年 3月 5日 | 2,422,823,013 | 295,182,480 |
| 第4計算期間 | 2021年 3月 6日～2022年 3月 7日 | 1,955,200,727 | 1,970,619,765 |
| 第5計算期間 | 2022年 3月 8日～2023年 3月 6日 | 2,488,800,393 | 954,822,592 |
| 第6計算期間 | 2023年 3月 7日～2024年 3月 5日 | 1,039,691,621 | 2,783,487,888 |
| 第7計算期間 | 2024年 3月 6日～2025年 3月 5日 | 652,039,658 | 1,490,281,788 |

ＤＷＳ　コモディティ戦略ファンド（年１回決算型）Ｂコース（為替ヘッジなし）

| | | 設定口数（口） | 解約口数（口） |
|---|---|---|---|
| 第1計算期間 | 2018年10月15日～2019年 3月 5日 | 983,614,700 | 0 |
| 第2計算期間 | 2019年 3月 6日～2020年 3月 5日 | 167,837,836 | 223,666,802 |
| 第3計算期間 | 2020年 3月 6日～2021年 3月 5日 | 1,863,177,618 | 576,675,877 |
| 第4計算期間 | 2021年 3月 6日～2022年 3月 7日 | 4,862,464,743 | 2,297,416,340 |
| 第5計算期間 | 2022年 3月 8日～2023年 3月 6日 | 5,098,231,660 | 4,871,328,014 |
| 第6計算期間 | 2023年 3月 7日～2024年 3月 5日 | 1,653,571,160 | 2,460,920,803 |
| 第7計算期間 | 2024年 3月 6日～2025年 3月 5日 | 1,005,801,531 | 2,038,262,703 |

（注）設定数量には、当初設定数量を含みます。

（参考情報）

基準日：2025年3月31日

## 基準価額・純資産の推移

Aコース

Bコース

## 分配の推移

Aコース

| 1万口当たり、税引前 | |
|---|---|
| 2025年 3月 | 0円 |
| 2024年 3月 | 0円 |
| 2023年 3月 | 0円 |
| 2022年 3月 | 0円 |
| 2021年 3月 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

Bコース

| 1万口当たり、税引前 | |
|---|---|
| 2025年 3月 | 0円 |
| 2024年 3月 | 0円 |
| 2023年 3月 | 0円 |
| 2022年 3月 | 0円 |
| 2021年 3月 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

※1　基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。
※2　分配金再投資基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
　　ただし、上記対象期間中の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と重なって表示されております。

## 主要な資産の状況

DWS インベスト エンハンスト・コモディティ・ストラテジーにおける実質組入上位10銘柄

| | 銘柄 | 比率（%） |
|---|---|---|
| 1 | 金 | 19.5 |
| 2 | 天然ガス | 12.2 |
| 3 | ブレント原油 | 8.8 |
| 4 | 銅 | 8.7 |
| 5 | WTI原油 | 8.2 |
| 6 | アルミニウム | 6.0 |
| 7 | 銀 | 6.0 |
| 8 | 大豆 | 5.7 |
| 9 | とうもろこし | 5.2 |
| 10 | 生牛 | 3.5 |

DWS インベスト エンハンスト・コモディティ・ストラテジーにおける実質セクター別構成比

| セクター | 比率（%） |
|---|---|
| 農産物類 | 29.5 |
| エネルギー類 | 38.0 |
| 産業金属類 | 19.2 |
| 畜産物類 | 5.5 |
| 貴金属類 | 24.3 |
| 合計 | 116.5 |

※1　比率はDWS インベスト エンハンスト・コモディティ・ストラテジーにおける実質的な組入比率（米ドルベース）です。
※2　セクター別構成比は、エンハンスト・ベータ・モメンタム戦略、レラティブ・バリュー・アルファ戦略、戦術的/ヘッジ・アルファ戦略適用後の最終的な各セクター別比率（米ドルベース）です。

## 年間収益率の推移

Aコース

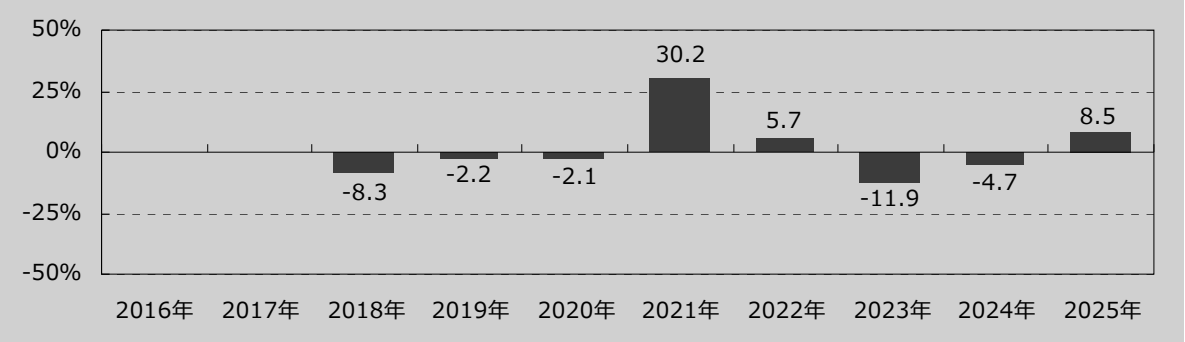


Bコース

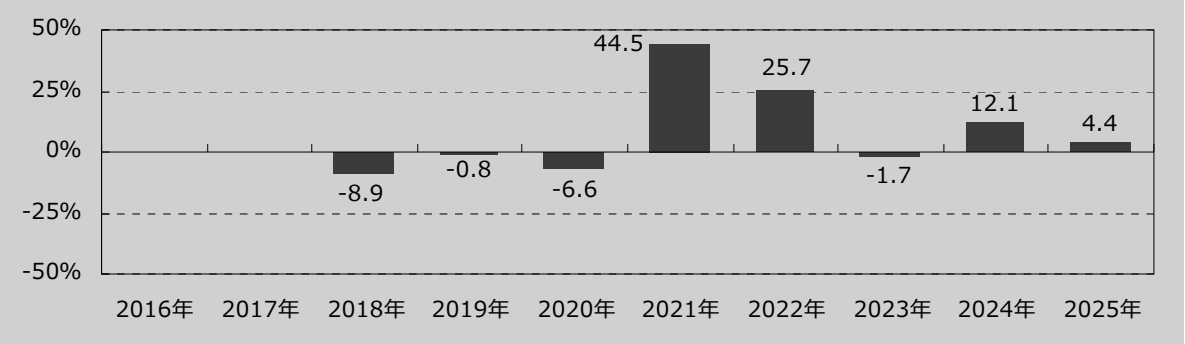


※1　年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
※2　2018年は設定日（10月15日）から年末までの騰落率、2025年は3月末までの騰落率を表示しております。
※3　当ファンドにベンチマークはありません。

（注1）上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。
（注2）最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

## 第２【管理及び運営】

### １【申込（販売）手続等】

①取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、ルクセンブルグの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日に該当する日を除きます。）の午後３時30分※1までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

※1 販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が原則として税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の２つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約※2を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

※2 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

②当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

③申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は１口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

④申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

⑤申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.85％（税抜3.5％）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

⑥申込代金については、原則として販売会社が定める日までに申込みの販売会社に支払うものとします。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

⑦取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

ａ．信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。

ｂ．委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス　https://funds.dws.com/ja-jp/
・電話番号　03-6730-1308（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

## ２【換金（解約）手続等】

①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。
一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、ルクセンブルグの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日に該当する日を除きます。）の午後３時30分※までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。
※ 販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

②当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

④解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

⑤お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。詳しくは前記「第１　ファンドの状況　４　手数料等及び税金　(5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

⑥解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して７営業日目から販売会社の本・支店、営業所等にて支払われます。

⑦委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記④に準じて計算された価額とします。

⑧信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

（注）上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス　https://funds.dws.com/ja-jp/
・電話番号　03-6730-1308（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

## 3【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

＜基準価額の計算方法等について＞

基準価額とは、信託財産に属する資産（借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権１口当たりの純資産総額が基準価額です。なお、便宜上、１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス　https://funds.dws.com/ja-jp/
・電話番号　03-6730-1308（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。

| ファンド | 略称 |
|---|---|
| Ａコース | コモ戦Ａ |
| Ｂコース | コモ戦Ｂ |

＜運用資産の評価基準及び評価方法＞

| | |
|---|---|
| 投資信託証券 | 原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。 |
| マザーファンド | 基準価額で評価します。 |

### (2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まりますので、保管に関する該当事項はありません。

### (3)【信託期間】

信託契約締結日（2018年10月15日）から無期限とします。

### (4)【計算期間】

①当ファンドの計算期間は、毎年３月６日から翌年３月５日までとすることを原則とします。

②上記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

### (5)【その他】

①信託の終了

(イ)委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、各ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ)委託会社は、主要投資対象である外国投資信託証券がその信託を終了することとなる場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ハ)委託会社は、上記(イ)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ニ)上記(ハ)の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(ニ)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ホ)上記(ハ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

(ヘ)上記(ハ)から(ホ)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、上記(ロ)の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合、または信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ハ)から(ホ)までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難なときには適用しません。

②信託約款の変更等

(イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投信法第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本②に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ロ)委託会社は、上記(イ)の事項（上記(イ)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記(イ)の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ハ)上記(ロ)の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(ハ)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ニ)上記(ロ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

(ホ)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(ヘ)上記(ロ)から(ホ)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(ト)上記(イ)から(ヘ)までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③信託契約に関する監督官庁の命令

(イ)委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ロ)委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記②の規定にしたがいます。

④委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

(イ)委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ロ)上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、上記②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

⑤運用報告書

委託会社は、法令に基づき、当該信託財産の計算期間の末日毎及び信託終了時に、期中の運用経過及び組入有価証券の内容等を記載した交付運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。なお、委託会社は、運用報告書（全体版）については電磁的方法により受益者に提供します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

⑥関係法人との契約の更改等

＜投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約＞

当初の契約の有効期間は原則として１年間とします。ただし、期間満了３ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に１年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

⑦委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

(イ)委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

(ロ)委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

(イ)受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記②の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

(ロ)委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑨公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑩信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

## ４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1)収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して５営業日までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は原則として税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(2)償還金に対する請求権

受益者は、当ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3)受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して７営業日目から受益者に支払われます。

(4)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

# 第３【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
   なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（2024年3月6日から2025年3月5日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025 年 5 月 21 日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田　光夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＤＷＳ コモディティ戦略ファンド（年１回決算型）Ａコース（為替ヘッジあり）の 2024 年 3 月 6 日から 2025 年 3 月 5 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＤＷＳ コモディティ戦略ファンド（年１回決算型）Ａコース（為替ヘッジあり）の 2025 年 3 月 5 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 1【財務諸表】

ＤＷＳ　コモディティ戦略ファンド（年１回決算型）Ａコース（為替ヘッジあり）

### (1)【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第6期計算期間<br>(2024年3月5日現在) | 第7期計算期間<br>(2025年3月5日現在) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 55,769,632 | 71,886,500 |
| 投資証券 | 2,835,342,173 | 2,041,983,881 |
| 親投資信託受益証券 | 994,610 | 995,309 |
| 未収利息 | － | 689 |
| その他未収収益 | 799,858 | 622,231 |
| 流動資産合計 | 2,892,906,273 | 2,115,488,610 |
| 資産合計 | 2,892,906,273 | 2,115,488,610 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 5,541,493 | 5,879,942 |
| 未払受託者報酬 | 790,090 | 414,695 |
| 未払委託者報酬 | 28,970,103 | 15,205,594 |
| 未払利息 | 152 | － |
| その他未払費用 | 753,598 | 534,551 |
| 流動負債合計 | 36,055,436 | 22,034,782 |
| 負債合計 | 36,055,436 | 22,034,782 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 2,772,376,554 | 1,934,134,424 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 84,474,283 | 159,319,404 |
| （分配準備積立金） | 555,447,314 | 304,016,674 |
| 元本等合計 | 2,856,850,837 | 2,093,453,828 |
| 純資産合計 | 2,856,850,837 | 2,093,453,828 |
| 負債純資産合計 | 2,892,906,273 | 2,115,488,610 |

## (2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第6期計算期間<br>(自　2023年3月7日<br>至　2024年3月5日) | 第7期計算期間<br>(自　2024年3月6日<br>至　2025年3月5日) |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | － | 60,031 |
| 有価証券売買等損益 | △572,637,832 | 166,657,562 |
| その他収益 | 15,189,959 | 7,807,218 |
| 営業収益合計 | △557,447,873 | 174,524,811 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 132,381 | 1,317 |
| 受託者報酬 | 1,703,514 | 872,248 |
| 委託者報酬 | 62,462,190 | 31,982,506 |
| その他費用 | 1,713,020 | 1,252,225 |
| 営業費用合計 | 66,011,105 | 34,108,296 |
| 営業利益又は営業損失（△） | △623,458,978 | 140,416,515 |
| 経常利益又は経常損失（△） | △623,458,978 | 140,416,515 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | △623,458,978 | 140,416,515 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | △296,252,160 | 56,744,417 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 699,036,275 | 84,474,283 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 128,211,697 | 45,117,046 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 128,211,697 | 45,117,046 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 415,566,871 | 53,944,023 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 415,566,871 | 53,944,023 |
| 分配金 | － | － |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 84,474,283 | 159,319,404 |

**(3)【注記表】**

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|---|---|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資証券<br>　移動平均法に基づき、投資証券の基準価額で評価しております。<br>親投資信託受益証券<br>　移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 |

(重要な会計上の見積りに関する注記)

| 第6期計算期間<br>(2024年3月5日現在) | 第7期計算期間<br>(2025年3月5日現在) |
|---|---|
| 当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。 | 同左 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第6期計算期間<br>(2024年3月5日現在) | 第7期計算期間<br>(2025年3月5日現在) |
|---|---|---|
| 1.受益権の総数 | 2,772,376,554口 | 1,934,134,424口 |
| 2.1口当たり純資産額<br>(1万口当たり純資産額) | 1.0305円<br>(10,305円) | 1.0824円<br>(10,824円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目 | 第6期計算期間<br>(自　2023年3月7日<br>至　2024年3月5日) | 第7期計算期間<br>(自　2024年3月6日<br>至　2025年3月5日) |
|---|---|---|
| 分配金の計算方法 | 計算期間末における収益調整金(911,342,017円)、分配準備積立金(555,447,314円)より、分配対象収益は、1,466,789,331円(1万口当たり5,290円)でありますが、今期は分配を行っておりません。 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,379,461円)、収益調整金(724,817,370円)、分配準備積立金(298,637,213円)より、分配対象収益は、1,028,834,044円(1万口当たり5,319円)でありますが、今期は分配を行っておりません。 |

(金融商品に関する注記)

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 第6期計算期間<br>(自　2023年3月7日<br>至　2024年3月5日) | 第7期計算期間<br>(自　2024年3月6日<br>至　2025年3月5日) |
|---|---|---|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 | 同左 |
| 2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンド及び投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。 | 同左 |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制 | 委託会社では２つの検証機能を有しています。１つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう１つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここで | 同左 |

| | | |
|---|---|---|
| | は運用部、アセットマネジメント業務部、アセットマネジメントコンプライアンス部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。 | |

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第6期計算期間<br>(2024年3月5日現在) | 第7期計算期間<br>(2025年3月5日現在) |
|---|---|---|
| 1.貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。 | 同左 |
| 2.時価の算定方法 | (1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品<br>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。<br>(2)売買目的有価証券<br>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 | (1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品<br>同左<br>(2)売買目的有価証券<br>同左 |
| 3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

| 種類 | 第6期計算期間<br>(2024年3月5日現在) | 第7期計算期間<br>(2025年3月5日現在) |
|---|---|---|
| 投資証券 | △326,425,325 | 110,684,768 |
| 親投資信託受益証券 | △998 | 699 |
| 合計 | △326,426,323 | 110,685,467 |

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

| 項目 | 第6期計算期間<br>(2024年3月5日現在) | 第7期計算期間<br>(2025年3月5日現在) |
|---|---|---|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 元本の推移 | | |
| 期首元本額 | 4,516,172,821 | 2,772,376,554 |
| 期中追加設定元本額 | 1,039,691,621 | 652,039,658 |
| 期中一部解約元本額 | 2,783,487,888 | 1,490,281,788 |

**(4)【附属明細表】**

①有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

| 種類 | 銘柄 | 口数 | 評価額(円) | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 投資証券 | ＤＷＳ　インベスト　エンハンスト・コモディティ・ストラテジー（円ヘッジシェアクラス） | 176,367.5835 | 2,041,983,881 | |
| 親投資信託受益証券 | ドイチェ・円・マネー・マーケット・マザーファンド | 998,004 | 995,309 | |
| 合計 | | | 2,042,979,190 | |

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025 年 5 月 21 日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田　光夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＤＷＳ コモディティ戦略ファンド（年１回決算型）Ｂコース（為替ヘッジなし）の 2024 年 3 月 6 日から 2025 年 3 月 5 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＤＷＳ コモディティ戦略ファンド（年１回決算型）Ｂコース（為替ヘッジなし）の 2025 年 3 月 5 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

**(1)【貸借対照表】**

（単位：円）

| | 第6期計算期間<br>(2024年3月5日現在) | 第7期計算期間<br>(2025年3月5日現在) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 105,893,625 | 102,351,023 |
| 投資証券 | 6,526,475,932 | 5,363,328,222 |
| 親投資信託受益証券 | 2,983,832 | 2,985,928 |
| 未収利息 | － | 981 |
| その他未収収益 | 1,824,213 | 1,526,994 |
| 流動資産合計 | 6,637,177,602 | 5,470,193,148 |
| 資産合計 | 6,637,177,602 | 5,470,193,148 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 6,828,738 | 20,964,925 |
| 未払受託者報酬 | 1,220,258 | 952,318 |
| 未払委託者報酬 | 44,742,692 | 34,918,360 |
| 未払利息 | 290 | － |
| その他未払費用 | 1,070,807 | 1,275,939 |
| 流動負債合計 | 53,862,785 | 58,111,542 |
| 負債合計 | 53,862,785 | 58,111,542 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 4,198,889,881 | 3,166,428,709 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 2,384,424,936 | 2,245,652,897 |
| （分配準備積立金） | 549,975,904 | 512,752,852 |
| 元本等合計 | 6,583,314,817 | 5,412,081,606 |
| 純資産合計 | 6,583,314,817 | 5,412,081,606 |
| 負債純資産合計 | 6,637,177,602 | 5,470,193,148 |

## (2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第6期計算期間<br>(自　2023年3月7日<br>至　2024年3月5日) | 第7期計算期間<br>(自　2024年3月6日<br>至　2025年3月5日) |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | － | 83,461 |
| 有価証券売買等損益 | 391,734,050 | 558,145,348 |
| その他収益 | 23,174,355 | 18,411,819 |
| 営業収益合計 | 414,908,405 | 576,640,628 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 165,464 | 4,545 |
| 受託者報酬 | 2,573,558 | 2,054,380 |
| 委託者報酬 | 94,363,659 | 75,327,090 |
| その他費用 | 2,436,455 | 2,977,550 |
| 営業費用合計 | 99,539,136 | 80,363,565 |
| 営業利益 | 315,369,269 | 496,277,063 |
| 経常利益 | 315,369,269 | 496,277,063 |
| 当期純利益 | 315,369,269 | 496,277,063 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 118,173,052 | 136,923,253 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 2,581,114,413 | 2,384,424,936 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 876,491,064 | 694,495,758 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 876,491,064 | 694,495,758 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 1,270,376,758 | 1,192,621,607 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 1,270,376,758 | 1,192,621,607 |
| 分配金 | － | － |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 2,384,424,936 | 2,245,652,897 |

**(3)【注記表】**

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|---|---|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資証券<br>　移動平均法に基づき、投資証券の基準価額で評価しております。<br>親投資信託受益証券<br>　移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 |

(重要な会計上の見積りに関する注記)

| 第6期計算期間<br>(2024年3月5日現在) | 第7期計算期間<br>(2025年3月5日現在) |
|---|---|
| 　当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。 | 同左 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第6期計算期間<br>(2024年3月5日現在) | 第7期計算期間<br>(2025年3月5日現在) |
|---|---|---|
| 1.受益権の総数 | 4,198,889,881口 | 3,166,428,709口 |
| 2.1口当たり純資産額<br>(1万口当たり純資産額) | 1.5679円<br>(15,679円) | 1.7092円<br>(17,092円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目 | 第6期計算期間<br>(自　2023年3月7日<br>至　2024年3月5日) | 第7期計算期間<br>(自　2024年3月6日<br>至　2025年3月5日) |
|---|---|---|
| 分配金の計算方法 | 　計算期間末における費用控除後の配当等収益(14,798,863円)、収益調整金(1,834,449,032円)、分配準備積立金(535,177,041円)より、分配対象収益は、2,384,424,936円(1万口当たり5,678円)でありますが、今期は分配を行っておりません。 | 　計算期間末における費用控除後の配当等収益(14,932,825円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(178,307,820円)、収益調整金(1,732,900,045円)、分配準備積立金(319,512,207円)より、分配対象収益は、2,245,652,897円(1万口当たり7,092円)でありますが、今期は分配を行っておりません。 |

(金融商品に関する注記)

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 第6期計算期間<br>(自　2023年3月7日<br>至　2024年3月5日) | 第7期計算期間<br>(自　2024年3月6日<br>至　2025年3月5日) |
|---|---|---|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 　当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 | 同左 |
| 2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 　当ファンド及び投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。 | 同左 |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制 | 　委託会社では２つの検証機能を有しています。１つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。 | 同左 |

| | | |
|---|---|---|
| | もう１つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、アセットマネジメント業務部、アセットマネジメントコンプライアンス部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。 | |

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第6期計算期間<br>(2024年3月5日現在) | 第7期計算期間<br>(2025年3月5日現在) |
|---|---|---|
| 1.貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。 | 同左 |
| 2.時価の算定方法 | (1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品<br>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。<br>(2)売買目的有価証券<br>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 | (1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品<br>同左<br>(2)売買目的有価証券<br>同左 |
| 3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

| 種類 | 第6期計算期間<br>(2024年3月5日現在) | 第7期計算期間<br>(2025年3月5日現在) |
|---|---|---|
| 投資証券 | 290,811,226 | 464,179,954 |
| 親投資信託受益証券 | △2,994 | 2,096 |
| 合計 | 290,808,232 | 464,182,050 |

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

| 項目 | 第6期計算期間<br>(2024年3月5日現在) | 第7期計算期間<br>(2025年3月5日現在) |
|---|---|---|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 元本の推移 | | |
| 期首元本額 | 5,006,239,524 | 4,198,889,881 |
| 期中追加設定元本額 | 1,653,571,160 | 1,005,801,531 |
| 期中一部解約元本額 | 2,460,920,803 | 2,038,262,703 |

**(4)【附属明細表】**

①有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

| 種類 | 銘柄 | 口数 | 評価額(円) | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 投資証券 | ＤＷＳ　インベスト　エンハンスト・コモディティ・ストラテジー（円ヘッジなしシェアクラス） | 291,738.9155 | 5,363,328,222 | |
| 親投資信託受益証券 | ドイチェ・円・マネー・マーケット・マザーファンド | 2,994,012 | 2,985,928 | |
| 合計 | | | 5,366,314,150 | |

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、Aコース（為替ヘッジあり）、Bコース（為替ヘッジなし）の２本のファンドで構成されています。各ファンドは以下の投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、すべてこれら投資信託の投資証券です。

また、各ファンドは「ドイチェ・円・マネー・マーケット・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

| ファンド | 投資対象とする投資証券及び親投資信託受益証券 |
|---|---|
| Aコース（為替ヘッジあり） | ＤＷＳ　インベスト　エンハンスト・コモディティ・ストラテジー（円ヘッジシェアクラス）<br>ドイチェ・円・マネー・マーケット・マザーファンド |
| Bコース（為替ヘッジなし） | ＤＷＳ　インベスト　エンハンスト・コモディティ・ストラテジー（円ヘッジなしシェアクラス）<br>ドイチェ・円・マネー・マーケット・マザーファンド |

「ＤＷＳ インベスト エンハンスト・コモディティ・ストラテジー」の状況

以下に記載した情報は、ＤＷＳインベストメント・エス・エーからの情報に基づき、2023年12月31日現在の財務の状況を記載したものであります。同投資証券の2023年12月31日現在の財務の状況は、ルクセンブルグの法律に基づき一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されております。

同投資証券の「資産、負債の状況」、「損益計算書」、「純資産変動計算書」及び「組入資産の明細」は、2023年12月31日現在の財務書類の一部を翻訳したものです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外でありますが、独立の監査人による監査を受けた同投資証券の財務書類から抜粋したものであります。

(1)資産、負債の状況

| | 2023年12月31日現在<br>金額(アメリカドル) |
|---|---|
| **資産の部** | |
| 債券(上場有価証券) | 113,820,939.66 |
| 現金 | 17,250,950.64 |
| コモディティ・スワップ | 2,912,663.14 |
| 未収利息 | 2,435,381.84 |
| 未収入金 | 15,245.97 |
| **資産合計** | 136,435,181.25 |
| | |
| **負債の部** | |
| コモディティ・スワップ | △746,332.01 |
| その他負債 | △217,828.28 |
| 未払金 | △898,163.87 |
| **負債合計** | △1,862,324.16 |

(2)損益計算書

| | 2023年12月31日に終了した事業年度<br>金額(アメリカドル) |
|---|---|
| **収益** | |
| 受取利金 | 3,263,296.84 |
| 受取利息 | 1,049,789.07 |
| 源泉徴収税 | △120.68 |
| **収益合計** | 4,312,965.23 |
| | |
| **費用** | |
| 支払利息 | △242.88 |
| 委託者報酬 | △1,213,162.71 |
| 保管銀行費用 | △7,985.06 |
| 監査費用、弁護士費用及び印刷費用 | △37,474.17 |
| 申込税 | △34,131.14 |

| | |
|---|---|
| その他費用 | △177,988.25 |
| **費用合計** | △1,470,984.21 |
| | |
| **純投資収益** | 2,841,981.02 |

(3)純資産変動計算書

| | 2023年12月31日に終了した事業年度<br>金額(アメリカドル) |
|---|---|
| 期首純資産金額 | 166,161,080.50 |
| 解約による資金流出 | △14,654,476.14 |
| 収益及び費用の調整 | △1,312,808.13 |
| 純投資収益 | 2,841,981.02 |
| 有価証券売買損益 | △23,216,323.91 |
| 評価損益 | 4,753,403.75 |
| **期末純資産金額** | 134,572,857.09 |

(4)組入資産の明細

(2023年12月31日現在)

| 銘柄名 | 数量 | 評価額(アメリカドル) |
|---|---|---|
| 上場有価証券 | | |
| Abu Dhabi Government International Bond -Reg- (MTN) 2020/2025 | 630,000 | 611,018.10 |
| Ares Capital Corp. 2023/2027 | 910,000 | 937,145.30 |
| Avolon Holdings Funding Ltd (MTN) 2023/2028 | 1,000,000 | 1,022,150.00 |
| Banco Santander Chile -Reg- (MTN) 2020/2025 | 236,000 | 229,158.36 |
| Banco Santander SA 2022/2025 | 2,000,000 | 1,956,360.00 |
| Bank of England Euro Note -Reg- 2021/2024 | 3,000,000 | 2,972,340.00 |
| Bank of Montreal (MTN) 2022/2024 | 2,000,000 | 1,987,400.00 |
| Bayer US Finance II LLC -Reg- 2023/2026 | 780,000 | 793,127.40 |
| Black Sea Trade & Development Bank (MTN) 2019/2024 | 500,000 | 484,221.00 |
| Canada Government International Bond 2022/2025 | 3,000,000 | 2,934,120.00 |
| Canadian Imperial Bank of Commerce (MTN) 2020/2025 | 384,000 | 372,103.68 |
| Celanese US Holdings LLC (MTN) 2019/2024 | 353,000 | 350,017.15 |
| Columbia Pipelines Holding Co. LLC -Reg- 2023/2026 | 130,000 | 133,096.60 |
| Concentrix Corp. 2023/2026 | 1,000,000 | 1,025,240.00 |
| Corebridge Global Funding -Reg- 2021/2024 | 1,000,000 | 976,890.00 |
| Credit Agricole SA 2023/2026 | 1,670,000 | 1,699,976.50 |
| DANSKE BANK A/S 2023/2026 | 910,000 | 926,543.80 |
| Federal Farm Credit Banks Funding Corp. 2023/2026 | 2,000,000 | 2,015,260.00 |
| Federal Home Loan Banks 2022/2024 | 3,500,000 | 3,482,360.00 |
| Federal Home Loan Banks 2022/2024 | 2,670,000 | 2,637,826.50 |
| Federal Home Loan Mortgage Corp. (MTN) 2020/2025 | 3,000,000 | 2,895,030.00 |
| Federal National Mortgage Association (MTN) 2019/2024 | 3,000,000 | 2,948,400.00 |
| Federal National Mortgage Association (MTN) 2020/2025 | 2,800,000 | 2,712,976.00 |
| Federal National Mortgage Association (MTN) 2020/2025 | 2,000,000 | 1,863,160.00 |
| FMS Wertmanagement (MTN) 2019/2024 | 4,000,000 | 3,991,880.00 |
| General Motors Financial Co., Inc. (MTN) 2019/2024 | 1,500,000 | 1,500,195.00 |
| Global Payments, Inc. 2021/2024 | 360,000 | 347,529.60 |
| HSBC Holdings PLC 2022/2026 | 2,000,000 | 1,939,940.00 |
| Hyundai Capital America -Reg- 2023/2026 | 2,000,000 | 2,033,160.00 |
| ING Groep NV (MTN) 2019/2024 | 2,000,000 | 1,988,260.00 |
| Inter-American Development Bank (MTN) 2019/2024 | 2,000,000 | 1,998,060.00 |
| Inter-American Development Bank 2022/2024 | 2,500,000 | 2,476,350.00 |
| International Bank for Reconstruction & Development (MTN) 2014/2024 | 2,000,000 | 1,957,700.00 |
| International Bank for Reconstruction & Development (MTN) 2015/2025 | 2,000,000 | 1,938,980.00 |
| John Deere Capital Corp. (MTN) 2021/2024 | 2,425,000 | 2,421,265.50 |
| Kommuninvest I Sverige AB -Reg- 2022/2024 | 800,000 | 790,328.00 |
| Kreditanstalt fuer Wiederaufbau (MTN) 2019/2024 | 3,000,000 | 2,986,680.00 |
| Lloyds Banking Group PLC (MTN) 2020/2026 | 240,000 | 231,724.80 |
| Macquarie Bank Ltd -Reg- 2023/2026 | 970,000 | 982,464.50 |
| Merck & Co., Inc. (MTN) 2019/2024 | 2,000,000 | 1,991,120.00 |
| Met Tower Global Funding -Reg- 2021/2024 | 2,000,000 | 1,974,580.00 |
| Morgan Stanley 2022/2025 | 2,000,000 | 1,987,980.00 |
| NatWest Markets PLC 2022/2025 | 2,000,000 | 1,959,240.00 |
| New York Life Global Funding -Reg- 2022/2024 | 1,290,000 | 1,277,990.10 |
| NextEra Energy Capital Holdings, Inc. 2022/2024 | 2,000,000 | 1,987,880.00 |
| PACCAR Financial Corp. (MTN) 2022/2024 | 2,000,000 | 1,981,060.00 |
| Skandinaviska Enskilda Banken AB 2022/2025 | 2,000,000 | 1,963,880.00 |
| Societe Generale SA -Reg- 2022/2025 | 1,500,000 | 1,487,355.00 |
| Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd -Reg- 2021/2024 | 1,320,000 | 1,318,112.40 |

| | | |
|---|---|---|
| Swedbank AB 2023/2026 | 2,000,000 | 2,045,720.00 |
| Toyota Motor Credit Corp. (MTN) 2022/2024 | 1,040,000 | 1,033,448.00 |
| Truist Bank (MTN) 2019/2024 | 2,000,000 | 1,987,940.00 |
| United States Treasury Note/Bond (MTN) 2014/2024 | 2,000,000 | 1,979,724.42 |
| United States Treasury Note/Bond (MTN) 2014/2024 | 1,200,000 | 1,172,534.48 |
| United States Treasury Note/Bond (MTN) 2017/2024 | 3,000,000 | 2,983,791.18 |
| United States Treasury Note/Bond (MTN) 2018/2025 | 3,000,000 | 2,924,531.25 |
| United States Treasury Note/Bond 2021/2024 | 4,000,000 | 3,945,000.00 |
| United States Treasury Note/Bond 2021/2024 | 4,000,000 | 3,910,088.16 |
| United States Treasury Note/Bond 2022/2025 | 4,000,000 | 3,907,421.88 |
| Volkswagen Group of America Finance LLC -Reg- 2023/2026 | 2,000,000 | 2,029,580.00 |
| WRKCo, Inc. (MTN) 2019/2028 | 1,500,000 | 1,432,365.00 |
| Xilinx, Inc. (MTN) 2017/2024 | 1,000,000 | 989,160.00 |
| 合計 | | 113,820,939.66 |

## 2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

DWS　コモディティ戦略ファンド（年１回決算型）Aコース（為替ヘッジあり）

(2025 年 3 月 31 日現在)

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 2,088,969,598 円 |
| Ⅱ　負債総額 | 4,055,960 円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 2,084,913,638 円 |
| Ⅳ　発行済口数 | 1,893,252,007 口 |
| Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 1.1012 円 |
| （1万口当たり純資産額） | （11,012 円） |

DWS　コモディティ戦略ファンド（年１回決算型）Bコース（為替ヘッジなし）

(2025 年 3 月 31 日現在)

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 5,485,620,933 円 |
| Ⅱ　負債総額 | 12,370,607 円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 5,473,250,326 円 |
| Ⅳ　発行済口数 | 3,102,211,276 口 |
| Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 1.7643 円 |
| （1万口当たり純資産額） | （17,643 円） |

## 第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１．名義書換について

該当事項はありません。

２．受益者に対する特典

該当事項はありません。

３．内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続き及び受益権の譲渡の対抗要件は、以下によるものとします。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

４．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

５．償還金

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

６．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

# 第三部【委託会社等の情報】

## 第１【委託会社等の概況】

### １【委託会社等の概況】

(1)資本金等

①資本金の額

3,078百万円（2025年４月末現在）

②発行する株式の総数

200,000株（2025年４月末現在）

③発行済株式総数

61,560株（2025年４月末現在）

④最近５年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

委託会社は、取締役会及び監査役をおきます。

取締役及び監査役は、株主総会の決議をもって選任され、その員数は取締役については３名以上、監査役については１名以上とします。

取締役会は、取締役全員で組織され、経営に関するすべての重要事項及び法令または定款によって定められた事項につき意思決定を行います。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

監査役の任期は、選任後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

（投資信託の運用プロセス）

①四半期毎に行われる投資戦略会議において、ＤＷＳグループ（グローバル）からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通し並びに大まかな運用方針を決定します。

②運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、運用部長の承認を得ます。その際、必要に応じてグループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にします。

③承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。その際ファンドによっては、外部運用機関と投資助言契約もしくは運用委託契約を結んだ上で運用を行う場合があります。

④各拠点で運用ガイドライン・モニタリングを担当するチームが、個々の売買についてガイドライン違反等がないか速やかにチェックを行います。

⑤運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析するとともに、運用に際して取っているアクティブリスクの状況や他ファンドとの均一性についてレビューを行い、今後の運用へのフィードバックを行います。

⑥インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点等について検討を行います。

⑦アセットマネジメントコンプライアンス部は、運用部から独立した立場で、ガイドライン遵守状況及び利益相反取引のチェックを行います。

## ２【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務、第一種金融商品取引業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

2025年４月末現在、委託会社の運用するファンドは68本、純資産総額は746,633百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

| 種類 | | | 本数 | 純資産総額 |
|---|---|---|---|---|
| 公募 | 追加型 | 株式投資信託 | 54本 | 188,332百万円 |
| 私募 | 単位型 | 株式投資信託 | 1本 | 812百万円 |
| | 追加型 | 株式投資信託 | 13本 | 557,490百万円 |
| 合計 | | | 68本 | 746,633百万円 |

## 3【委託会社等の経理状況】

１．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第２条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当事業年度（2023年４月１日から2024年３月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年６月10日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　関　賢二

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2024年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
（注）2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

**(1)【貸借対照表】**

（単位:千円）

| | 前事業年度<br>（2023年３月31日） | | 当事業年度<br>（2024年３月31日） | |
|---|---|---|---|---|
| 資産の部 | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 預金 | ※１ | 3,268,198 | ※１ | 3,566,951 |
| 前払費用 | | 24,728 | | 53,483 |
| 未収委託者報酬 | | 356,135 | | 421,696 |
| 未収収益 | ※１ | 1,834,232 | ※１ | 1,746,442 |
| 未収還付消費税等 | | 21,354 | | - |
| 立替金 | | 29,019 | | 41,199 |
| 流動資産計 | | 5,533,669 | | 5,829,774 |
| 固定資産 | | | | |
| 投資その他の資産 | | | | |
| 投資有価証券 | | 10,712 | | 1,105 |
| 敷金 | | 21,027 | | 28,459 |
| 供託金 | | 10,000 | | 10,000 |
| 預託金 | | 1,000 | | 1,000 |
| 投資その他の資産合計 | | 42,739 | | 40,565 |
| 固定資産合計 | | 42,739 | | 40,565 |
| 資産合計 | | 5,576,409 | | 5,870,339 |

（単位:千円）

| | 前事業年度<br>（2023年３月31日） | | 当事業年度<br>（2024年３月31日） | |
|---|---|---|---|---|
| 負債の部 | | | | |
| 流動負債 | | | | |
| 預り金 | | 208,117 | | 223,520 |
| 未払手数料 | | 167,040 | | 187,471 |
| その他未払金 | | 75,172 | | 72,968 |
| 未払費用 | ※1 | 952,266 | ※1 | 1,195,329 |
| 未払消費税 | | - | | 8,654 |
| 未払法人税等 | | 42,657 | | 39,086 |
| 賞与引当金 | | 125,974 | | 121,599 |
| その他流動負債 | | 5,990 | | 17,692 |
| 流動負債合計 | | 1,577,221 | | 1,866,323 |
| 固定負債 | | | | |
| 退職給付引当金 | | 501,274 | | 406,706 |
| 長期未払費用 | | 30,470 | | 27,474 |
| 賞与引当金 | | 24,395 | | 47,037 |
| 繰延税金負債 | | 700 | | 84 |
| 固定負債合計 | | 556,840 | | 481,302 |
| 負債合計 | | 2,134,061 | | 2,347,626 |
| 純資産の部 | | | | |
| 株主資本 | | | | |
| 資本金 | | 3,078,000 | | 3,078,000 |
| 資本剰余金 | | | | |
| 資本準備金 | | 1,830,000 | | 1,830,000 |
| 資本剰余金合計 | | 1,830,000 | | 1,830,000 |
| 利益剰余金 | | | | |
| その他利益剰余金 | | | | |
| 繰越利益剰余金 | | △ 1,467,239 | | △ 1,385,478 |
| 利益剰余金合計 | | △ 1,467,239 | | △ 1,385,478 |
| 株主資本合計 | | 3,440,760 | | 3,522,521 |
| 評価・換算差額等 | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 1,587 | | 191 |
| 評価・換算差額等合計 | | 1,587 | | 191 |
| 純資産合計 | | 3,442,347 | | 3,522,713 |
| 負債純資産合計 | | 5,576,409 | | 5,870,339 |

## (2)【損益計算書】

（単位:千円）

| | | 前事業年度<br>（自 2022年４月１日<br>至 2023年３月31日） | | 当事業年度<br>（自 2023年４月１日<br>至 2024年３月31日） |
|---|---|---|---|---|
| 営業収益 | | | | |
| 委託者報酬 | | 2,794,467 | | 3,033,825 |
| 運用受託報酬 | | 431 | | 224 |
| その他営業収益 | | 3,000,872 | | 3,007,179 |
| 営業収益合計 | | 5,795,771 | | 6,041,228 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払手数料 | | 1,367,077 | | 1,406,573 |
| 広告宣伝費 | | 25,065 | | 20,134 |
| 調査費 | | 78,183 | | 125,890 |
| 委託調査費 | | 314,845 | | 426,339 |
| 情報機器関連費 | | 151,062 | | 137,104 |
| 委託計算費 | | 210,558 | | 202,709 |
| 通信費 | | 7,649 | | 8,824 |
| 印刷費 | | 17,028 | | 10,663 |
| 協会費 | | 10,737 | | 11,017 |
| 諸会費 | | 784 | | 1,038 |
| 諸経費 | | 22,734 | | 24,718 |
| 営業費用合計 | | 2,205,727 | | 2,375,014 |
| 一般管理費 | | | | |
| 役員報酬 | | 48,382 | | 90,996 |
| 給料・手当 | | 1,145,187 | | 1,097,901 |
| 賞与 | | 341,781 | | 418,805 |
| 交際費 | | 3,704 | | 4,628 |
| 寄付金 | | 1,624 | | - |
| 旅費交通費 | | 19,066 | | 21,419 |
| 租税公課 | | 48,005 | | 57,241 |
| 不動産賃借料 | | 297,790 | | 329,400 |
| 退職給付費用 | | 98,792 | | 98,469 |
| 福利厚生費 | | 292,675 | | 316,749 |
| 業務委託費 | ※１ | 899,466 | ※１ | 774,694 |
| 諸経費 | | 90,821 | | 110,740 |
| 一般管理費合計 | | 3,287,299 | | 3,321,046 |
| 営業利益 | | 302,744 | | 345,167 |
| 営業外収益 | | | | |
| 有価証券売却益 | | - | | 2,999 |
| 雑収益 | | 4,055 | | 7,477 |
| 営業外収益合計 | | 4,055 | | 10,477 |

（単位:千円）

| | | 前事業年度<br>（自 2022年４月１日<br>至 2023年３月31日） | 当事業年度<br>（自 2023年４月１日<br>至 2024年３月31日） |
|---|---|---|---|
| 営業外費用 | | | |
| 為替差損 | | 44,650 | 63,399 |
| 有価証券売却損 | | 5 | 2 |
| 雑損失 | | 1,682 | 2,736 |
| 営業外費用合計 | | 46,338 | 66,138 |
| 経常利益 | | 260,461 | 289,505 |
| 特別利益 | | | |
| 過年度収益分配精算金 | ※２ | 141,735 | - |
| 特別利益合計 | | 141,735 | - |
| 特別損失 | | | |
| 割増退職金 | | 82,075 | 162,037 |
| 過年度収益分配精算金 | ※３ | 14,980 | - |
| 特別損失合計 | | 97,055 | 162,037 |
| 税引前当期純利益 | | 305,141 | 127,468 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 66,662 | 45,706 |
| 法人税等合計 | | 66,662 | 45,706 |
| 当期純利益 | | 238,478 | 81,761 |

### (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年４月１日　至 2023年３月31日）

（単位:千円）

| | 株主資本 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他利益剰余金 | |
| | | | 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 3,078,000 | 1,830,000 | △ 1,705,718 | 3,202,381 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | - |
| 当期純利益 | - | - | 238,478 | 238,478 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | 238,478 | 238,478 |
| 当期末残高 | 3,078,000 | 1,830,000 | △ 1,467,239 | 3,440,760 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,781 | 1,781 | 3,204,063 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - |
| 当期純利益 | - | - | 238,478 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △ 194 | △ 194 | △ 194 |
| 当期変動額合計 | △ 194 | △ 194 | 238,283 |
| 当期末残高 | 1,587 | 1,587 | 3,442,347 |

当事業年度　（自 2023年４月１日　至 2024年３月31日）

（単位:千円）

| | 株主資本 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他利益剰余金 | |
| | | | 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 3,078,000 | 1,830,000 | △ 1,467,239 | 3,440,760 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | - |
| 当期純利益 | - | - | 81,761 | 81,761 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | 81,761 | 81,761 |
| 当期末残高 | 3,078,000 | 1,830,000 | △ 1,385,478 | 3,522,521 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,587 | 1,587 | 3,442,347 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - |
| 当期純利益 | - | - | 81,761 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △ 1,395 | △ 1,395 | △ 1,395 |
| 当期変動額合計 | △ 1,395 | △ 1,395 | 80,365 |
| 当期末残高 | 191 | 191 | 3,522,713 |

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券（市場価格のない株式等以外のもの）

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

２．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．収益の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っています。契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。具体的には以下の通りです。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受取る運用受託報酬及び振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。

（貸借対照表関係）

※1　各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。

| | 前事業年度<br>（2023年３月31日） | 当事業年度<br>（2024年３月31日） |
|---|---|---|
| 預金 | 2,401,501　千円 | 2,930,930　千円 |
| 未収収益 | 41,252　千円 | 2,433　千円 |
| 未払費用 | 72,952　千円 | 188,760　千円 |

（損益計算書関係）

※1　関係会社に対するものは以下のとおりであります。

| | 前事業年度<br>（自　2022年４月１日<br>至　2023年３月31日） | 当事業年度<br>（自　2023年４月１日<br>至　2024年３月31日） |
|---|---|---|
| 業務委託費 | 216,818　千円 | 389,267　千円 |

※2　過年度収益分配精算金

前事業年度において、当社が海外グループ会社に提供してきた業務部と企画部に係る海外ファンドサービス関連費用を各社に請求することで合意しました。前事業年度より以前の期間に帰属する請求分については、特別利益として過年度収益分配精算金141,735千円を計上しております。

※3　過年度収益分配精算金

前事業年度において、当社が海外グループ会社より受領した運用受託に係る報酬を払い戻すことで合意しました。前事業年度より以前の期間に帰属する請求分については、特別損失として過年度収益分配精算金14,980千円を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2022年４月1日　至 2023年３月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式（株） | 61,560 | - | - | 61,560 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年４月１日　至 2024年３月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式（株） | 61,560 | - | - | 61,560 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客資産について投資助言･代理及び投資運用業務等を行っており、業務上必要と認められる場合以外は、自己勘定による資金運用は行っておりません。預金については全て決済性の当座預金であります。また、銀行借入や社債等による資金調達は行っておりません。

デリバティブについても、外貨建営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当座預金並びに営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、取引先の信用リスクに晒されています。預金に関するリスクは、当社の社内規程に従い、取引先の信用リスクのモニタリングを行っており、営業債権に関するリスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を実施し、主要な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているもので、投資額も必要最低額であるため、市場価格の変動リスク、市場の流動性リスクは限定的であります。

外貨建営業債権及び債務は為替変動リスクに晒されており、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して先物為替予約によりリスクの回避を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づいて取引、記帳及び取引先との残高照合等を行っております。

営業債務に関する流動性リスクについては、経理部において資金繰りをモニタリングしております。

上記、信用、市場、為替リスクに関する事項は、社内規程に基づいて定期的に社内委員会に報告され、審議、検討を行っております。また、流動性リスクに関する事項につきましても逐次、社内担当役員に報告されております。

２．金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、以下のとおりであります。

前事業年度（2023年３月31日）

(単位:千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 10,712 | 10,712 | - |
| 資産計 | 10,712 | 10,712 | - |
| デリバティブ取引 (*1) | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | (5,990) | (5,990) | - |
| デリバティブ取引計 | (5,990) | (5,990) | - |

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　)で示しております。

(*2) 預金、未収委託者報酬、未収収益、預り金、未払手数料、その他の未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前会計期間末（2023 年 3 月 31 日）

（単位:千円）

| 区分 | 時価 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | - | 10,712 | - | 10,712 |
| 資産計 | - | 10,712 | - | 10,712 |
| デリバティブ取引 | | | | |
| 通貨関連 | - | 5,990 | - | 5,990 |
| 負債計 | - | 5,990 | - | 5,990 |

(注) １．時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２に分類しております。

デリバティブ取引

先渡為替予約の時価については、為替相場等観察可能な市場データに基づいて取引先金融機関等が算定したデータを使用して評価しているため、レベル２に分類しております。

(注) ２．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

| | １年以内 | １年超５年以内 | ５年超 |
|---|---|---|---|
| 預金 | 3,268,198 | - | - |
| 未収委託者報酬 | 356,135 | - | - |
| 未収収益 | 1,834,232 | - | - |
| 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | - | 487 | - |
| 合計 | 5,458,567 | 487 | - |

（注）償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

当事業年度（2024年３月31日）

(単位:千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 1,105 | 1,105 | - |
| 資産計 | 1,105 | 1,105 | - |
| デリバティブ取引 (*1) | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | (427) | (427) | - |
| デリバティブ取引計 | (427) | (427) | - |

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(*2)預金、預り金、未払金、未収収益及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

当会計期間末（2024 年 3 月 31 日）

（単位:千円）

| 区分 | 時価 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | - | 1,105 | - | 1,105 |
| 資産計 | - | 1,105 | - | 1,105 |
| デリバティブ取引 | | | | |
| 通貨関連 | - | 427 | - | 427 |
| 負債計 | - | 427 | - | 427 |

(注)１．時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２に分類しております。

デリバティブ取引

先渡為替予約の時価については、為替相場等観察可能な市場データに基づいて取引先金融機関等が算定したデータを使用して評価しているため、レベル２に分類しております。

(注)２．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

| | １年以内 | １年超５年以内 | ５年超 |
|---|---|---|---|
| 預金 | 3,566,951 | - | - |
| 未収委託者報酬 | 421,696 | - | - |
| 未収収益 | 1,746,442 | - | - |
| 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 567 | - | 129 |
| 合計 | 5,735,658 | - | 129 |

（注）償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（2023年３月31日）

(単位:千円)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | その他 | 9,589 | 7,289 | 2,300 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | その他 | 1,123 | 1,135 | △ 12 |
| 合計 | | 10,712 | 8,424 | 2,287 |

当事業年度（2024年３月31日）

(単位:千円)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | その他 | 1,105 | 828 | 276 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | その他 | - | - | - |
| 合計 | | 1,105 | 828 | 276 |

２．売却したその他有価証券

前事業年度　（自 2022年４月１日　至 2023年３月31日）

(単位:千円)

| 種類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---|---|---|---|
| その他 | 994 | - | 5 |

当事業年度　（自 2023年４月１日　至 2024年３月31日）

(単位:千円)

| 種類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---|---|---|---|
| その他 | 10,696 | 2,999 | 2 |

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度　（2023年３月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）　(単位:千円)

| 区分 | 為替予約取引 | 契約額等 | うち1年超 | 時価 | 評価損益 |
|---|---|---|---|---|---|
| 市場取引以外の取引 | 売建<br>ユーロ | 1,015,574 | - | △ 6,650 | △ 6,650 |
| | 買建<br>ユーロ | 105,202 | - | 660 | 660 |
| 合計 | | 1,120,776 | - | △ 5,990 | △ 5,990 |

当事業年度　（2024年３月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）　(単位:千円)

| 区分 | 為替予約取引 | 契約額等 | うち1年超 | 時価 | 評価損益 |
|---|---|---|---|---|---|
| 市場取引以外の取引 | 売建<br>ユーロ | 533,171 | - | △ 296 | △ 296 |
| | 買建<br>ユーロ | 26,233 | - | △ 131 | △ 131 |
| 合計 | | 559,405 | - | △ 427 | △ 427 |

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度と確定拠出年金制度を採用しております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位:千円）

| | 前事業年度<br>（自　2022年４月１日<br>至　2023年３月31日） | 当事業年度<br>（自　2023年４月１日<br>至　2024年３月31日） |
|---|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 473,690 | 494,477 |
| 勤務費用 | 52,488 | 52,890 |
| 利息費用 | 3,985 | 6,531 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △ 3,063 | △ 3,477 |
| 退職給付の支払額 | △ 32,623 | △ 151,934 |
| 転籍者調整額 | - | 395 |
| 退職給付債務の期末残高 | 494,477 | 398,884 |

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位:千円）

| | 前事業年度<br>（自　2022年４月１日<br>至　2023年３月31日） | 当事業年度<br>（自　2023年４月１日<br>至　2024年３月31日） |
|---|---|---|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 494,477 | 398,884 |
| 未積立退職給付債務 | 494,477 | 398,884 |
| 未認識数理計算上の差異 | 6,796 | 7,822 |
| 貸借対照表に計上された負債の純額 | 501,274 | 406,706 |
| | | |
| 退職給付引当金 | 501,274 | 406,706 |
| 貸借対照表に計上された負債の純額 | 501,274 | 406,706 |

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位:千円）

| | 前事業年度<br>（自　2022年４月１日<br>至　2023年３月31日） | 当事業年度<br>（自　2023年４月１日<br>至　2024年３月31日） |
|---|---|---|
| 勤務費用 | 52,488 | 52,890 |
| 利息費用 | 3,985 | 6,531 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △ 1,124 | △ 2,452 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 55,349 | 56,970 |

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

| | 前事業年度<br>（自　2022年４月１日<br>至　2023年３月31日） | 当事業年度<br>（自　2023年４月１日<br>至　2024年３月31日） |
|---|---|---|
| 割引率 | 1.38% | 1.75% |

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 43,443 千円、当事業年度 41,498 千円でありました。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位:千円）

| | 前事業年度<br>（2023年３月31日） | 当事業年度<br>（2024年３月31日） |
|---|---|---|
| 繰延税金資産 | | |
| 繰越欠損金 | 692,738 | 653,069 |
| 未払費用 | 291,584 | 287,979 |
| 減価償却超過額 | 77,292 | 172,876 |
| 退職給付引当金 | 153,490 | 124,533 |
| 賞与引当金 | 46,043 | 52,468 |
| その他未払金 | 23,017 | 22,342 |
| 未払事業税 | 8,932 | 9,167 |
| 長期未払費用 | 9,329 | 7,580 |
| その他 | 60,257 | 1,578 |
| 繰延税金資産小計 | 1,362,685 | 1,331,597 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注 2） | △ 692,738 | △ 653,069 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △ 669,946 | △ 678,527 |
| 評価性引当額小計（注 1） | △ 1,362,685 | △ 1,331,597 |
| 繰延税金資産合計 | - | - |
| | | |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | △ 700 | △ 84 |
| 繰延税金負債合計 | △ 700 | △ 84 |
| | | |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | △ 700 | △ 84 |

(注 1) 評価性引当額が 31,088 千円減少しております。この減少は主に当期の見込みの課税所得に対して充当される繰越欠損金に対する評価性引当額を取り崩したことに伴うものであります。

(注 2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2023 年３月 31 日）

（単位:千円）

| | １年以内 | １年超<br>２年以内 | ２年超<br>３年以内 | ３年超<br>４年以内 | ４年超<br>５年以内 | ５年超 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 税務上の繰越欠損金(*1) | - | - | - | - | - | 692,738 | 692,738 |
| 評価性引当額 | - | - | - | - | - | △ 692,738 | △ 692,738 |
| 繰延税金資産 | - | - | - | - | - | - | - |

(*1) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2024 年３月 31 日）

（単位:千円）

| | １年以内 | １年超<br>２年以内 | ２年超<br>３年以内 | ３年超<br>４年以内 | ４年超<br>５年以内 | ５年超 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 税務上の繰越欠損金(*1) | - | - | - | - | - | 653,069 | 653,069 |
| 評価性引当額 | - | - | - | - | - | △ 653,069 | △ 653,069 |
| 繰延税金資産 | - | - | - | - | - | - | - |

(*1) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

（単位：％）

| | 前事業年度<br>（2023年３月31日） | 当事業年度<br>（2024年３月31日） |
|---|---|---|
| 法定実効税率 | 30.6 | 30.6 |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.4 | 1.3 |
| 役員賞与等永久に損金に算入されない項目 | 3.1 | 22.5 |
| 評価性引当金 | △ 14.7 | △ 24.4 |
| その他 | 2.4 | 5.8 |
| 税効果会計適用後の法人税の負担率 | 21.8 | 35.9 |

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、当社は投資運用業の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、記載を省略しております。

２．収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 5. 収益の計上基準」に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度　（自 2022年４月１日　至 2023年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

| 日本 | 米国 | ルクセンブルク | ドイツ | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2,829,394 | 1,076,607 | 783,279 | 660,257 | 446,231 | 5,795,771 |

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

３．主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：千円）

| 相手先 | 営業収入 | 関連するセグメント |
|---|---|---|
| RREEF America L.L.C. | 1,042,080 | 投資運用業 |
| DWS Investment S.A. | 783,279 | 投資運用業 |

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

当事業年度　（自 2023年４月１日　至 2024年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

| 日本 | 米国 | ルクセンブルク | ドイツ | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 3,044,418 | 1,056,103 | 802,105 | 717,975 | 420,625 | 6,041,228 |

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

３．主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：千円）

| 相手先 | 営業収入 | 関連するセグメント |
|---|---|---|
| RREEF America L.L.C. | 1,038,529 | 投資運用業 |
| DWS Investment S.A. | 802,105 | 投資運用業 |

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度　（自 2022年４月１日　至 2023年３月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | Deutsche Bank Aktiengesellschaft | ドイツ フランクフルト | 5,223,021 千ユーロ | 銀行業 | （被所有）間接 79 % | 資金預入 サービスの授受 | ※1 IT、管理部門サービス | 130,335 | ※2 預金 未収収益 | 2,401,501 41,252 |
| 親会社 | DWS Group GmbH & Co. KGaA | ドイツ フランクフルト | 200,000 千ユーロ | 投資運用業 | （被所有）直接 100 % | サービスの授受 | ※1 IT、管理部門サービス | 86,482 | 未払費用 | 72,952 |

当事業年度　（自 2023年４月１日　至 2024年３月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | Deutsche Bank Aktiengesellschaft | ドイツ フランクフルト | 5,106,436千ユーロ | 銀行業 | （被所有）間接 79 % | 資金預入 | | | ※2 預金 | 2,930,930 |
| 親会社 | DWS Group GmbH & Co. KGaA | ドイツ フランクフルト | 200,000 千ユーロ | 投資運用業 | （被所有）直接 100 % | サービスの授受 | ※1 IT、管理部門サービス | 275,291 | 未払費用 | 188,760 |

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

＊1　当座預金口座を開設しております。

＊2　当該会社とのサービス契約に基づき、当社のＩＴ環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度　（自 2022年４月１日　至 2023年３月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同一の親会社を持つ会社 | ドイツ証券 株式会社 | 東京都千代田区 | 43,796百万円 | 証券業 | なし | サービスの授受役員の兼任 | *2 IT、管理部門サービス | 426,548 | 未払費用 | 404,675 |
| 同一の親会社を持つ会社 | RREEF America L.L.C. | 米国ウィルミントン | 10千ドル | 投資運用業 | なし | サービスの授受 | *1 その他営業収益<br>*5 特別利益 | 1,042,080<br>34,554 | 未収収益 | 600,834 |
| 同一の親会社を持つ会社 | DWS Investment Management Americas, Inc. | 米国ウィルミントン | 10 ドル | 投資運用業 | なし | サービスの授受運用の再委託 | *1 その他営業収益<br>*2 IT、管理部門サービス<br>*3 委託調査費<br>*5 特別利益 | 9,596<br>126,207<br>3,763<br>1,368 | 未払費用 | 64,450 |
| 同一の親会社を持つ会社 | DWS Grundbesitz GmbH | ドイツフランクフルト | 6,000千ユーロ | 投資運用業 | なし | サービスの授受 | *1 その他営業収益 | 264,701 | 未収収益 | 39,174 |
| 同一の親会社を持つ会社 | DWS Investment GmbH | ドイツフランクフルト | 115,000千ユーロ | 投資運用業 | なし | サービスの授受運用の再委託 | *1 その他営業収益<br>*2 IT、管理部門サービス<br>*3 委託調査費<br>*5 特別利益 | 40,478<br>73,682<br>249,354<br>5,208 | 未収収益<br>未払費用 | 21,324<br>134,166 |
| 同一の親会社を持つ会社 | DWS Investment S.A. | ルクセンブルクルクセンブルク | 30,677千ユーロ | 投資運用業 | なし | サービスの授受 | *1 その他営業収益<br>*2 IT、管理部門サービス<br>*5 特別利益 | 783,279<br>13,029<br>65,041 | 未収収益<br>未払費用 | 519,740<br>15,304 |
| 同一の親会社を持つ会社 | DWS International GmbH | ドイツフランクフルト | 8,000千ユーロ | 投資運用業 | なし | サービスの授受運用の再委託 | *1 その他営業収益<br>*2 IT、管理部門サービス<br>*3 委託調査費<br>*5 特別利益 | 220,401<br>15,453<br>34,127<br>11,253 | 未収収益 | 96,040 |
| 同一の親会社を持つ会社 | DWS Investments UK Limited | イギリスロンドン | 82,000千ポンド | 投資運用業 | なし | サービスの授受 | *1 その他営業収益<br>*2 IT、管理部門サービス<br>*5 特別利益 | 371,793<br>797<br>23,895 | 未収収益 | 300,826 |
| 同一の親会社を持つ会社 | DBX Advisors LLC | 米国ウィルミントン | 1 千ドル | 投資運用業 | なし | サービスの授受 | *1 その他営業収益<br>*5 特別利益 | 24,930<br>413 | 未払費用 | 18,459 |
| 同一の親会社を持つ会社 | DWS Alternatives GmbH | ドイツフランクフルト | 5,200千ユーロ | 投資運用業 | なし | サービスの授受 | *1 その他営業収益 | 134,676 | 未収収益 | 46,796 |
| 同一の親会社を持つ会社 | DWS Beteiligungs GmbH | ドイツフランクフルト | 100,000千ユーロ | 投資運用業 | なし | サービスの授受 | *2 IT、管理部門サービス | 20,332 | 未収収益 | 9,140 |
| 同一の親会社を持つ会社 | DWS Group Services UK Limited | イギリスロンドン | 21,500千ポンド | 投資運用業 | なし | サービスの授受 | *2 IT、管理部門サービス | 55,683 | 未払費用 | 39,052 |
| 同一の親会社を持つ会社 | DWS Investments Singapore Limited | シンガポールシンガポール | 96,700千シンガポールドル | 投資運用業 | なし | サービスの授受役員の兼任 | *1 その他営業収益<br>*2 IT、管理部門サービス | 30,602<br>61,693 | 未収収益<br>未払費用 | 41,822<br>26,497 |
| 同一の親会社を持つ会社 | DWS Investments Australia Limited | オーストラリアシドニー | 2,400千豪ドル | 投資運用業 | なし | サービスの授受 | *2 IT、管理部門サービス | 10,420 | 未収収益 | 26,240 |
| 同一の親会社を持つ会社 | Deutsche Knowledge Services Pte. Ltd. | シンガポールシンガポール | 96,481千ドル | 投資運用業 | なし | サービスの授受 | *2 IT、管理部門サービス | 5,572 | 未払費用 | 11,879 |
| 同一の親会社を持つ会社 | DWS Asset Mgmt (Korea) Co Ltd. | 韓国ソウル | 19,410,825 千韓国ウォン | 投資運用業 | なし | サービスの授受 | *1 その他営業収益<br>*2 IT、管理部門サービス | 43,835<br>12,743 | 未収収益 | 60,283 |
| 同一の親会社を持つ会社 | DWS Investments Hong Kong Limited | 香港香港 | 238,600千香港ドル | 投資運用業 | なし | サービスの授受 | *2 IT、管理部門サービス | 134,455 | 未収収益<br>未払費用 | 48,083<br>127,131 |
| 同一の親会社を持つ会社 | DWS Alternatives Global Limited | イギリスロンドン | 104,007千ポンド | 投資運用業 | なし | サービスの授受 | *2 IT、管理部門サービス<br>*6 特別損失 | 608<br>14,980 | 未払費用 | 1,175 |
| 同一の親会社を持つ会社 | DWS Global Business Services Inc. | フィリピンタギッグ | 70百万フィリピンペソ | 投資運用業 | なし | サービスの授受 | *2 IT、管理部門サービス | 51,901 | 未払費用 | 43,583 |

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

＊1　当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。

＊2　当該会社とのサービス契約に基づき、当社のＩＴ環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用若しくは受領した収益の計上を行っております。

＊3　当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

＊4　当該会社とのサービス契約に基づき、提供した不動産調査サービスで発生した過年度分の利益として特別利益の計上を行っております。

＊5　当該会社とのサービス契約に基づき、提供した海外ファンドサービスより発生した過年度分の利益として特別利益の計上を行っております。

＊6　当該会社とのサービス契約に基づき、受領した報酬のうち、過年度分の払い戻しについて特別損失の計上を行っております。

当事業年度　（自 2023年４月１日　至 2024年３月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同一の親会社を持つ会社 | ドイツ証券 株式会社 | 東京都千代田区 | 43,796百万円 | 証券業 | なし | サービスの授受役員の兼任 | *2 IT、管理部門サービス | 492,085 | 未払費用 | 341,010 |
| 同一の親会社を持つ会社 | RREEF America L.L.C. | 米国ウィルミントン | 10 千ドル | 投資運用業 | なし | サービスの授受 | *3 その他営業収益 | 1,038,529 | 未収収益 | 486,796 |
| 同一の親会社を持つ会社 | DWS Investment Management Americas Inc. | 米国ウィルミントン | 10 ドル | 投資運用業 | なし | サービスの授受 | *2 IT、管理部門サービス<br>*3 その他営業収益 | 98,284<br>10,058 | 未収収益 | 108,432 |
| 同一の親会社を持つ会社 | DWS Investment GmbH | ドイツフランクフルト | 115,000千ユーロ | 投資運用業 | なし | サービスの授受運用の再委託 | *2 IT、管理部門サービス<br>*3 その他営業収益<br>*4 委託調査費 | 33,706<br>43,193<br>329,647 | 未払収益<br>未払費用 | 61,840<br>264,010 |
| 同一の親会社を持つ会社 | DWS Investment S.A. | ルクセンブルクルクセンブルク | 30,677千ユーロ | 投資運用業 | なし | サービスの授受 | *3 その他営業収益 | 802,105 | 未収収益 | 480,795 |
| 同一の親会社を持つ会社 | DWS International GmbH | ドイツフランクフルト | 8,000千ユーロ | 投資運用業 | なし | サービスの授受 | *3 その他営業収益 | 215,004 | 未収収益 | 137,705 |
| 同一の親会社を持つ会社 | DWS Group Services UK Limited | 英国ロンドン | 21,500千ポンド | 投資運用業 | なし | サービスの授受 | *2 IT、管理部門サービス | 94,997 | 未払費用 | 91,410 |
| 同一の親会社を持つ会社 | DWS Asset Mgmt (Korea) Co Ltd. | 韓国ソウル | 19,410,825千韓国ウォン | 投資運用業 | なし | サービスの授受役員の兼任 | *2 IT、管理部門サービス<br>*3 その他営業収益 | 9,821<br>31,876 | 未収収益 | 67,093 |

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

＊1 当座預金口座を開設しております。

＊2 当該会社とのサービス契約ないし、当社のＩＴ環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用若しくは受領した収益の計上を行っております。

＊3 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。

＊4 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

２．親会社に関する注記

親会社情報

| | |
|---|---|
| Deutsche Bank Aktiengesellschaft | フランクフルト証券取引所に上場 |
| DB Beteiligungs-Holding GmbH | ニューヨーク証券取引所に上場 |
| DWS Group GmbH & Co. KGaA | フランクフルト証券取引所に上場 |

（1株当たり情報）

| 項目 | 前事業年度<br>(自　2022年４月１日<br>至　2023年３月31日) | 当事業年度<br>(自　2023年４月１日<br>至　2024年３月31日) |
|---|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 55,918.57 円 | 57,224.06 円 |
| 1株当たり当期純利益 | 3,873.92 円 | 1,328.15 円 |

(注) １．潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

２．1株当たり当期純利益算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度<br>(自　2022年４月１日<br>至　2023年３月31日) | 当事業年度<br>(自　2023年４月１日<br>至　2024年３月31日) |
|---|---|---|
| 当期純利益（千円） | 238,478 | 81,761 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | - | - |
| 普通株主に係る当期純利益（千円） | 238,478 | 81,761 |
| 期中平均株式数（株） | 61,560 | 61,560 |

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年８月６日内閣府令第52号)により作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第３号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第４編の規定により第２種中間財務諸表を作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当中間会計期間(2024年４月１日から2024年９月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2024 年 12 月 2 日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　関　賢二

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第41期事業年度の中間会計期間（2024年４月１日から2024年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2024年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年４月１日から2024年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

（注）1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
（注）2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

（単位：千円）

| | 当中間会計期間末<br>（2024年９月30日） |
|---|---|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 4,007,559 |
| 前払費用 | 30,740 |
| 未収消費税等 | 28,306 |
| 未収委託者報酬 | 443,045 |
| 未収収益 | 1,459,813 |
| 立替金 | 30,557 |
| 為替予約 | 2,863 |
| 流動資産計 | 6,002,888 |
| 固定資産 | |
| 投資その他の資産 | 44,489 |
| 固定資産計 | 44,489 |
| 資産合計 | 6,047,377 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 預り金 | 25,769 |
| 未払金 | 205,453 |
| 未払手数料 | 199,675 |
| その他未払金 | 5,777 |
| 未払費用 | 1,502,256 |
| 未払法人税等 | 99,699 |
| 賞与引当金 | 407,425 |
| 流動負債計 | 2,240,604 |
| 固定負債 | |
| 長期未払費用 | 37,521 |
| 退職給付引当金 | 393,805 |
| 賞与引当金 | 36,487 |
| 繰延税金負債 | 110 |
| 固定負債計 | 467,925 |
| 負債合計 | 2,708,529 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 3,078,000 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | 1,830,000 |
| 資本剰余金計 | 1,830,000 |
| 利益剰余金 | |
| その他利益剰余金 | △ 1,569,402 |
| 繰越利益剰余金 | △ 1,569,402 |
| 利益剰余金計 | △ 1,569,402 |
| 株主資本計 | 3,338,597 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | 250 |
| 評価・換算差額等合計 | 250 |
| 純資産合計 | 3,338,848 |
| 負債・純資産合計 | 6,047,377 |

(2)中間損益計算書

（単位：千円）

| | 当中間会計期間<br>（自 2024年４月１日<br>至 2024年９月30日） |
|---|---|
| 営業収益 | |
| 委託者報酬 | 1,554,513 |
| 運用受託報酬 | 95 |
| その他営業収益 | 1,585,899 |
| 営業収益計 | 3,140,508 |
| 営業費用 | |
| 支払手数料 | 713,397 |
| その他営業費用 | 538,331 |
| 営業費用計 | 1,251,729 |
| 一般管理費 | 1,994,791 |
| 営業損失 | △ 106,012 |
| 営業外収益 | 8,484 |
| 営業外費用 | 12,605 |
| 経常損失 | △ 110,133 |
| 税引前中間純損失 | △ 110,133 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 73,790 |
| 法人税等合計 | 73,790 |
| 中間純損失 | △ 183,923 |

注記事項

重要な会計方針

| | 当中間会計期間<br>（自　2024年４月１日<br>至　2024年９月30日） |
|---|---|
| 1．有価証券の評価基準及び評価方法 | その他有価証券<br>市場価格のない株式等以外のもの<br>当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| 2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | 時価法を採用しております。 |
| 3．引当金の計上基準 | (1) 賞与引当金<br>従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。<br>(2) 退職給付引当金<br>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。<br>① 退職給付見込額の期間帰属方法<br>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。<br>② 数理計算上の差異の費用処理方法<br>数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。 |
| 4．収益の計上基準 | 当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っています。<br>契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。具体的には以下の通りです。<br>委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。<br>運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。<br>また、当社の関係会社から受取る運用受託報酬及び振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。 |
| 5．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建の金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |

（リース取引関係）

当中間会計期間末（2024 年９月 30 日）

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。

（単位:千円）

| | 当中間会計期間<br>（自　2024年４月１日<br>至　2024年９月30日） |
|---|---|
| 1年以内 | 56,439 |
| 1年超 | 174,022 |
| 合計 | 230,462 |

（金融商品関係）

当中間会計期間末（2024 年９月 30 日）

金融商品の時価等に関する事項

2024 年９月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位:千円)

| | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| 投資有価証券<br>　その他有価証券 | 1,199 | 1,199 | - |
| 資産計 | 1,199 | 1,199 | - |
| デリバティブ取引 (*1)<br>　ヘッジ会計が適用されていないもの | 2,863 | 2,863 | - |
| デリバティブ取引計 | 2,863 | 2,863 | - |

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(*2) 預金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品
当中間会計期間末（2024年９月30日）

| 区分 | 時価（千円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | - | 1,199 | - | 1,199 |
| 資産計 | - | 1,199 | - | 1,199 |
| デリバティブ取引 | | | | |
| 通貨関連 | - | 2,863 | - | 2,863 |
| 負債計 | - | 2,863 | - | 2,863 |

(注１) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券
当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２に分類しております。

デリバティブ取引
先渡為替予約の時価については、為替相場等観察可能な市場データに基づいて取引先金融機関等が算定したデータを使用して評価しているため、レベル２に分類しております。

（有価証券関係）
当中間会計期間末（2024年９月30日）

その他有価証券

(単位:千円)

| | 種類 | 中間貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|---|---|---|---|---|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | その他 | 1,199 | 838 | 361 |
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | その他 | - | - | - |
| 合計 | | 1,199 | 838 | 361 |

（デリバティブ取引関係）
当中間会計期間末（2024年９月30日）

ヘッジ会計が適用されていないもの
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。） (単位:千円)

| 区分 | 取引の種類 | 契約額等 | うち1年超 | 時価 | 評価損益 |
|---|---|---|---|---|---|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | ユーロ | 992,051 | - | △2,051 | △2,051 |
| | 買建 | | | | |
| | ユーロ | 593,274 | - | 4,915 | 4,915 |
| 合計 | | 1,585,325 | - | 2,863 | 2,863 |

（収益認識関係）
顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、当社は投資運用業の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、セグメント情報に追加して記載することを省略しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当中間会計期間（自 2024年４月１日　至 2024年９月30日）

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 2024年４月１日　至 2024年９月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

| 日本 | 米国 | ルクセンブルク | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 1,554,608 | 616,736 | 424,145 | 545,017 | 3,140,508 |

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：千円）

| 相手先 | 営業収入 | 関連するセグメント |
|---|---|---|
| RREEF America L.L.C. | 617,316 | 投資運用業 |
| DWS Investment S.A. | 424,145 | 投資運用業 |

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 2024年４月１日　至 2024年９月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 2024年４月１日　至 2024年９月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 2024年４月１日　至 2024年９月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

| | 当中間会計期間末<br>（2024年９月30日） |
|---|---|
| １株当たり純資産額 | 54,237円30銭 |
| １株当たり中間純損失額 | △2,987円71銭 |

（注）１．潜在株式調整後1株当たり中間純損失額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．1株当たり中間純損失額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| | 当中間会計期間<br>（自　2024年４月１日<br>至　2024年９月30日） |
|---|---|
| 中間純損失額(千円) | △183,923 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - |
| 普通株式に係る中間純損失額(千円) | △183,923 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 61,560 |

## ４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)及び(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

(4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## ５【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

# 追加型証券投資信託

# ＤＷＳ コモディティ戦略ファンド（年１回決算型）
# Ａコース（為替ヘッジあり）

# 約　　款

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

# 運　用　の　基　本　方　針

約款第19条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

**１．基本方針**

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

**２．運用方法**

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてコモディティ（商品）を主要投資対象とし、原則として保有外貨建資産について対円での為替ヘッジを行う投資信託証券に投資を行います。

② 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。

③ 各投資信託証券への投資割合は、市況動向及び資金動向等を勘案して決定するものとします。

④ 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への直接投資は行いません。

② 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

③ 外貨建資産への直接投資は行いません。

**３．収益分配方針**

毎決算時（原則として毎年３月５日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＤＷＳ コモディティ戦略ファンド（年１回決算型）Ａコース（為替ヘッジあり）
約款

**（信託の種類、委託者及び受託者）**

第１条　この信託は、証券投資信託であり、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**（信託事務の委託）**

第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第１項及び同条第２項並びに第22条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

**（信託の目的及び金額）**

第３条　委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

**（信託金の限度額）**

第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**（信託期間）**

第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第１項及び第２項、第40条第１項、第41条第１項及び第43条第２項の規定による信託期間終了日までとします。

**（受益権の取得申込みの勧誘の種類）**

第６条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

**（当初の受益者）**

第７条　この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

**（受益権の分割及び再分割）**

第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**（追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法）**

第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

**（信託日時の異なる受益権の内容）**

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

**（受益権の帰属と受益証券の不発行）**

第11条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者が

あらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

**（受益権の設定に係る受託者の通知）**

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

**（受益権の申込単位及び価額）**

第13条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）及び委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、販売会社が定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、販売会社は、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款等を含むものとします。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対しては、１口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社は、第36条第２項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日が別に定める日に当たる場合には、原則として受益権の取得申込みに応じないものとします。

③ 第１項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第１項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額に手数料並びに当該手数料に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、１口につき１円に手数料及び当該手数料に係る消費税等相当額を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料の額は、販売会社が定めるものとします。

⑥ 第４項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託者が判断する場合、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。また、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や

資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託者が判断した場合は、受益権の取得申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

**（受益権の譲渡に係る記載または記録）**

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

**（受益権の譲渡の対抗要件）**

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

**（投資の対象とする資産の種類）**

第16条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１.次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

**（投資の対象とする有価証券等）**

第17条　委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図するものとします。

１．コマーシャル・ペーパー及び短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第３号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買現先取引及び債券貸借取引に限り行うことができるものとします。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を主として前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

**（利害関係人等との取引等）**

第18条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）及び受託者の利害関係人、第22条第１項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資等並びに第21条、第25条から第27条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項及び同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資等並びに第21条、第25条から第27条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等並びに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項及び同法第32条第３項の通知は行いません。

**（運用の基本方針）**

第19条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

**（信用リスク集中回避のための投資制限）**

第20条　同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。

②　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

**（公社債の借入れ）**

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②　前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

**（信託業務の委託等）**

第22条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められるこ

と
３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者及び委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
１．信託財産の保存に係る業務
２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
３．委託者のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

**（混蔵寄託）**

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

**（信託財産の登記等及び記載等の留保等）**

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

**（有価証券売却等の指図）**

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

**（再投資の指図）**

第26条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金等、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

**（資金の借入れ）**

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日

までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

**（損益の帰属）**

第28条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

**（受託者による資金の立替え）**

第29条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

**（信託の計算期間）**

第30条　この信託の計算期間は、毎年３月６日から翌年３月５日までとすることを原則とします。ただし、第１期計算期間は2018年10月15日から2019年３月５日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第５条に定める信託期間の終了日とします。

**（信託財産に関する報告等）**

第31条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

**（信託事務の諸費用及び監査費用）**

第32条　信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等及び当該費用に係る消費税等相当額を含みます。）及び受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

②　委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支払いを受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は実際に支払う金額の支払いを受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支払いを受けることもできます。

③　前項において、諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は信託財産の規模等を考慮して、期中にあらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

④　第２項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、第１期計算期間を除く毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を６ヵ月の終了日とします。以下同じ。）及び毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

**（信託報酬等の総額）**

第33条　委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資

産総額に年10,000分の113の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、第１期計算期間を除く毎計算期間の最初の６ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

**（収益の分配方式）**

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸費用、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸費用、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

**（収益分配金、償還金及び一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）**

第35条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第36条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第38条第４項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第36条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

**（収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い）**

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応ずるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、第11条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第38条第１項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、７営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦　前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

**（収益分配金及び償還金の時効）**

第37条　受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、並びに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

**（信託契約の一部解約）**

第38条　受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が別に定める日に当たる場合には、原則として当該請求に応じないものとします。

③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

⑤　信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥　委託者は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の一部解約には制限を設ける場合があります。

⑦　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託者が判断した場合は、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑧　前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第４項の規定に準じて計算された価額とします。

**（信託契約の解約）**

第39条　委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、別に定める特定の投資信託証券がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項

を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑥　第３項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第２項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合、または信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難なときには適用しません。

**（信託契約に関する監督官庁の命令）**

第40条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

**（委託者の登録取消等に伴う取扱い）**

第41条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

**（委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い）**

第42条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

**（受託者の辞任及び解任に伴う取扱い）**

第43条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

**（信託約款の変更等）**

第44条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

**（反対者の買取請求の不適用）**

第45条　この信託は、委託者が第38条第１項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することはできません。

**（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）**

第46条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称及び住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

**（運用状況に係る情報の提供）**

第47条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

**（公告）**

第48条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

**（質権口記載または記録の受益権の取扱い）**

第49条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

**（信託約款に関する疑義の取扱い）**

第50条　この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2018年10月15日（信託契約締結日）

委託者　ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者　野村信託銀行株式会社

付表

１．約款第13条第２項及び第38条第２項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。
ルクセンブルグの銀行休業日
ニューヨーク証券取引所の休業日

２．約款第17条第１項及び別に定める運用の基本方針の「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。
ルクセンブルグ籍外国投資法人　　ＤＷＳ インベスト エンハンスト・コモディティ・ストラテジー（円ヘッジシェアクラス）
親投資信託　　ドイチェ・円・マネー・マーケット・マザーファンド

３．約款第39条第２項の「別に定める特定の投資信託証券」とは、次のものをいいます。
ルクセンブルグ籍外国投資法人　　ＤＷＳ インベスト エンハンスト・コモディティ・ストラテジー（円ヘッジシェアクラス）

# 追加型証券投資信託

# ＤＷＳ コモディティ戦略ファンド（年１回決算型）
# Ｂコース（為替ヘッジなし）

# 約　　款

**ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社**

# 運　用　の　基　本　方　針

約款第19条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

**１．基本方針**

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

**２．運用方法**

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてコモディティ（商品）を主要投資対象とし、原則として保有外貨建資産について対円での為替ヘッジを行わない投資信託証券に投資を行います。

② 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。

③ 各投資信託証券への投資割合は、市況動向及び資金動向等を勘案して決定するものとします。

④ 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への直接投資は行いません。

② 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

③ 外貨建資産への直接投資は行いません。

**３．収益分配方針**

毎決算時（原則として毎年３月５日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＤＷＳ コモディティ戦略ファンド（年１回決算型）Ｂコース（為替ヘッジなし）
約款

**（信託の種類、委託者及び受託者）**

第１条　この信託は、証券投資信託であり、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**（信託事務の委託）**

第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第１項及び同条第２項並びに第22条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

**（信託の目的及び金額）**

第３条　委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

**（信託金の限度額）**

第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**（信託期間）**

第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第１項及び第２項、第40条第１項、第41条第１項及び第43条第２項の規定による信託期間終了日までとします。

**（受益権の取得申込みの勧誘の種類）**

第６条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

**（当初の受益者）**

第７条　この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

**（受益権の分割及び再分割）**

第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**（追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法）**

第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

**（信託日時の異なる受益権の内容）**

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

**（受益権の帰属と受益証券の不発行）**

第11条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者が

あらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

**（受益権の設定に係る受託者の通知）**

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

**（受益権の申込単位及び価額）**

第13条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）及び委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、販売会社が定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、販売会社は、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款等を含むものとします。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対しては、１口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社は、第36条第２項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日が別に定める日に当たる場合には、原則として受益権の取得申込みに応じないものとします。

③ 第１項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第１項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額に手数料並びに当該手数料に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、１口につき１円に手数料及び当該手数料に係る消費税等相当額を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料の額は、販売会社が定めるものとします。

⑥ 第４項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託者が判断する場合、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。また、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や

資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託者が判断した場合は、受益権の取得申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

**（受益権の譲渡に係る記載または記録）**

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

**（受益権の譲渡の対抗要件）**

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

**（投資の対象とする資産の種類）**

第16条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１.次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

**（投資の対象とする有価証券等）**

第17条　委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図するものとします。

１．コマーシャル・ペーパー及び短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第３号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買現先取引及び債券貸借取引に限り行うことができるものとします。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を主として前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

**（利害関係人等との取引等）**

第18条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）及び受託者の利害関係人、第22条第１項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資等並びに第21条、第25条から第27条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項及び同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資等並びに第21条、第25条から第27条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等並びに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項及び同法第32条第３項の通知は行いません。

**（運用の基本方針）**

第19条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

**（信用リスク集中回避のための投資制限）**

第20条　同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。

②　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

**（公社債の借入れ）**

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②　前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

**（信託業務の委託等）**

第22条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められるこ

と
３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者及び委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
１．信託財産の保存に係る業務
２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
３．委託者のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

**（混蔵寄託）**

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

**（信託財産の登記等及び記載等の留保等）**

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

**（有価証券売却等の指図）**

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

**（再投資の指図）**

第26条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金等、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

**（資金の借入れ）**

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日

までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

**（損益の帰属）**

第28条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

**（受託者による資金の立替え）**

第29条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

**（信託の計算期間）**

第30条　この信託の計算期間は、毎年３月６日から翌年３月５日までとすることを原則とします。ただし、第１期計算期間は2018年10月15日から2019年３月５日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第５条に定める信託期間の終了日とします。

**（信託財産に関する報告等）**

第31条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

**（信託事務の諸費用及び監査費用）**

第32条　信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等及び当該費用に係る消費税等相当額を含みます。）及び受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

②　委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支払いを受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は実際に支払う金額の支払いを受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支払いを受けることもできます。

③　前項において、諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は信託財産の規模等を考慮して、期中にあらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

④　第２項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、第１期計算期間を除く毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を６ヵ月の終了日とします。以下同じ。）及び毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

**（信託報酬等の総額）**

第33条　委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資

産総額に年10,000分の113の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、第１期計算期間を除く毎計算期間の最初の６ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

**（収益の分配方式）**

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸費用、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸費用、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

**（収益分配金、償還金及び一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）**

第35条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第36条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第38条第４項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第36条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

**（収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い）**

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応ずるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、第11条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第38条第１項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、７営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦　前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

**（収益分配金及び償還金の時効）**

第37条　受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、並びに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

**（信託契約の一部解約）**

第38条　受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が別に定める日に当たる場合には、原則として当該請求に応じないものとします。

③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

⑤　信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥　委託者は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の一部解約には制限を設ける場合があります。

⑦　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託者が判断した場合は、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑧　前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第４項の規定に準じて計算された価額とします。

**（信託契約の解約）**

第39条　委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、別に定める特定の投資信託証券がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項

を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑥　第３項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第２項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合、または信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難なときには適用しません。

**（信託契約に関する監督官庁の命令）**

第40条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

**（委託者の登録取消等に伴う取扱い）**

第41条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

**（委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い）**

第42条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

**（受託者の辞任及び解任に伴う取扱い）**

第43条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

**（信託約款の変更等）**

第44条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

**（反対者の買取請求の不適用）**

第45条　この信託は、委託者が第38条第１項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することはできません。

**（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）**

第46条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称及び住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

**（運用状況に係る情報の提供）**

第47条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

**（公告）**

第48条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

**（質権口記載または記録の受益権の取扱い）**

第49条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

**（信託約款に関する疑義の取扱い）**

第50条　この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2018年10月15日（信託契約締結日）

委託者　ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者　野村信託銀行株式会社

付表

１．約款第13条第２項及び第38条第２項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。
ルクセンブルグの銀行休業日
ニューヨーク証券取引所の休業日

２．約款第17条第１項及び別に定める運用の基本方針の「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。
ルクセンブルグ籍外国投資法人　　ＤＷＳ インベスト エンハンスト・コモディティ・ストラテジー（円ヘッジなしシェアクラス）
親投資信託　　ドイチェ・円・マネー・マーケット・マザーファンド

３．約款第39条第２項の「別に定める特定の投資信託証券」とは、次のものをいいます。
ルクセンブルグ籍外国投資法人　　ＤＷＳ インベスト エンハンスト・コモディティ・ストラテジー（円ヘッジなしシェアクラス）